

磯子区町名別刑法犯認知件数等一覧

磯子区連合町内会長会資料
令和6年7月17日
磯子警察署 生活安全課

令和6年6月末現在

暫定値		令和6年6月末現在																
町名	刑法犯認知件数	全刑法犯	凶悪犯	粗暴犯	特殊詐欺	オレオレ詐欺	キャッシュカード詐欺	窃盗犯	空き巣	ひったくり	オートバイ盗	自転車盗	車上ねらい	部品ねらい	万引き	その他	知能犯	その他
区内全域	令和6年	264	2	26	19	15	4	154			6	49	13	7	33	46	21	42
	令和5年	269		25	18	14	4	173	6	2	2	52	3	11	46	51	6	47
	増減	-5	2	1	1	1		-19	-6	-2	4	-3	10	-4	-13	-5	15	-5
磯子	令和6年	34		4	6	4	2	17			2	5			6	4	3	4
	令和5年	34		2	2	1	1	20	3			5			9	3	1	9
	増減	0		2	4	3	1	-3	-3		2				-3	1	2	-5
磯子台	令和6年	2		1													1	
	令和5年	2		1													1	1
	増減	0																-1
鳳町	令和6年	0																
	令和5年	0																
	増減	0																
岡村	令和6年	22		1	1	1		15			1	4	3		2	5	2	3
	令和5年	17		1	2	2		10		1		1		2	1	5		4
	増減	5			-1	-1		5		-1	1	3	3	-2	1		2	-1
上町	令和6年	1						1			1							
	令和5年	0																
	増減	1						1			1							
上中里町	令和6年	4						1				1						3
	令和5年	5						5			2	1			1	1		
	増減	-1						-4			-2				-1	-1		3
栗木	令和6年	3						3					1			2		
	令和5年	8		2	2	2		4							4			
	増減	-5		-2	-2	-2		-1					1		-2			
坂下町	令和6年	0										1						
	令和5年	1						1				1						
	増減	-1						-1				-1						
汐見台	令和6年	6			1	1		4								4	1	
	令和5年	2						1			1							1
	増減	4			1	1		3			-1					4	1	-1
下町	令和6年	2						2				1				1		
	令和5年	3						2			2							1
	増減	-1									-2	1				1		-1
新磯子町	令和6年	2	1	1														
	令和5年	0																
	増減	2	1	1														
新杉田町	令和6年	5		2				3			1				1	1		
	令和5年	8						7			2				1	4		1
	増減	-3		2				-4			-1					-3		-1
新中原町	令和6年	0																
	令和5年	0																
	増減	0																
新森町	令和6年	0																
	令和5年	1																1
	増減	-1																-1
杉田	令和6年	47		6	4	3	1	23			5	1	1	8	8	3	11	
	令和5年	46		5				33		2	9		3	15	4		8	
	増減	1		1	4	3	1	-10			-2	-4	1	-2	-7	4	3	3

磯子区町名別刑法犯認知件数等一覧

暫定値		令和6年6月末現在																
町名	刑法犯認知件数	全刑法犯	凶悪犯	粗暴犯	特殊詐欺	オレオレ詐欺	キャッシュカード盗	窃盗犯	空き巣	ひったくり	オートバイ盗	自転車盗	車上ねらい	部品ねらい	万引き	その他	知能犯	その他
	令和6年																	
杉田坪呑	令和6年	0																
	令和5年	0																
	増減	0																
滝頭	令和6年	8		2			5				2	1			2			1
	令和5年	9		1			4		1		1		1		1		1	3
	増減	-1		1			1		-1		1	1	-1		1		-1	-2
田中	令和6年	2			1	1	1				1							
	令和5年	3		2			1				1							
	増減	-1		-2	1	1					1	-1						
中浜町	令和6年	2					2				2							
	令和5年	1									2							1
	増減	1					2											-1
中原	令和6年	17		1	2	2	9				3	2		2	2	2	2	3
	令和5年	9		3	2	2	4				2				2	2	2	
	増減	8		-2			5				1	2		2		2	2	3
西町	令和6年	5		1			4				1	1			2			
	令和5年	8		1			6				4		1	1	2			1
	増減	-3					-2				-3	1	-1	-1	2			-1
原町	令和6年	1		1			1									1		2
	令和5年	4			1	1	1									1		
	増減	-3		1	-1	-1	-1									-1		-2
馬場町	令和6年	1					1				1							1
	令和5年	2			1	1	1				1							
	増減	-1			-1	-1	-1				-1							1
東町	令和6年	12		2			7				6				1		1	2
	令和5年	3					3				3						1	
	増減	9		2			4				3				1		1	2
久木町	令和6年	4	1	1			1					1					1	
	令和5年	5			1	1	4							2	2			
	増減	-1	1	1	-1	-1	-3					1		-2	-2		1	
氷取沢町	令和6年	1					1						1					
	令和5年	0																
	増減	1					1						1					
広地町	令和6年	4					1				1						1	2
	令和5年	2					2							2				
	増減	2					-1				1			-2			1	2
丸山	令和6年	12		1	2	1	8			1	3	2		2	2		1	
	令和5年	9		1			6	1			1	1		1	2		1	1
	増減	3			2	1	2	-1		1	2	-1	2	-1				-1
峰町	令和6年	1					1								1			1
	令和5年	1																
	増減	0					1											-1
森	令和6年	30			1	1	22				9		1	5	7	2	5	
	令和5年	34		2	1		23	2			5			8	8	1	7	
	増減	-4		-2		1	-1	-1	-2		4		1	-3	-1	1	-2	
森が丘	令和6年	2					1								1			1
	令和5年	4																4
	増減	-2					1								1			-3
洋光台	令和6年	35		2	1	1	23				7	1	2	8	5	3	6	
	令和5年	47		4	6	4	34				11	1	3	5	14	2	1	
	増減	-12		-2	-5	-3	-11				-4		-1	3	-9	1	5	

磯子区のみなさんへ

自転車安全利用五則

1 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先

歩道と車道の区別があるところでは車道を通行するのが原則。歩道を通行する場合は歩道の中から車道寄りの部分を通行しなければならない。歩行者の通行を妨げるような場合は一時停止しなければならない。

2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

信号機がある交差点では、信号機の表示する信号に従わなければならない。信号機のない交差点で、一時停止すべきことを示す道路標識等がある場合は、一時停止しなければならない。また、狭い道から広い道に出るときは、徐行しなければならない。

3 夜間はライト点灯

夜間、自転車で道路を走るときは、前照灯及び尾灯（又は反射材）をつけなければならない。

4 飲酒運転は禁止

酒気を帯びて自転車を運転してはならない。

5 ヘルメットを着用

自転車の運転者は、乗車用ヘルメットをかぶるように努めなければならない。また、児童または幼児に自転車用ヘルメットをかぶらせるように努めなければならない。



知っていますか？ 特定小型原動機付自転車



詳細は、警察庁ウェブサイト特設ページをご覧ください。

令和5年7月1日から、一定の要件を満たす電動キックボード等が特定小型原動機付自転車として、新たな交通ルールが適用されることとなりました。

特定小型原動機付自転車に乗る時は、**ヘルメット**をかぶりましょう！



反射材を活用しよう！

車両からの視認距離 ※自動車



ヘッドライト下向き
時速60km



黒っぽい服装
約26m



白っぽい服装
約38m



反射材着用
57m以上



反射材付きエコバック
(左側)



輪用反射材シール



反射材キーホルダー



反射材付き車



反射材タックルバンド

神奈川県警察

神奈川県警察 交通総務課

公式Twitter



交通総務課では交通安全等の情報発信をしています！
QRコードを読み取ってアクセスしてみてください！

磯子警察マスコットキャラクター



いそにゃ



いそっく



イソゴリくん

令和6年中の火災・救急状況

＜令和6年1月1日～令和6年6月30日＞

※令和6年中の数値にあつては速報値であり、確定値ではありません。

■ 区内の火災発生状況（6月）

・ 6月26日（水）磯子区磯子二丁目

中層建物火災

■ 区内の火災件数等

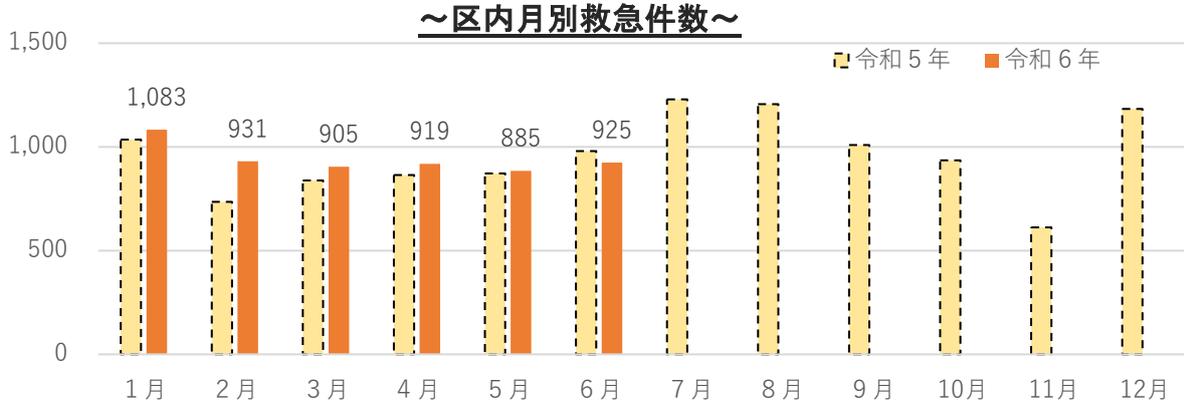
		令和5年	令和6年	増減
火災件数		9件	9件	0件
種別	建物	6件	8件	2件
	車両	0件	1件	1件
	その他	3件	0件	△3件
焼損床面積		61㎡	127㎡	66㎡
死者数		0人	1人	1人
負傷者数		2人	0人	△2人

■ 市内の火災件数等

		令和5年	令和6年	増減
火災件数		377件	330件	△47件
種別	建物	214件	235件	21件
	車両	42件	30件	△12件
	その他	121件	65件	△56件
焼損床面積		4,013㎡	3,852㎡	△161㎡
死者数		7人	17人	10人
負傷者数		58人	64人	6人

■ 区内・市内の救急件数

- ・ 区内 5,648 件（昨年比 321 件増）
- ・ 市内 123,273 件（昨年比 6,274 件増）



ガストーチバーナー[※]の取扱いに注意！

ガストーチバーナーを原因とした火災が増加中！

夏休みが近づいています。

バーベキュー等を楽しみにしている方も多いのでは！？..

火おこしなどに便利なガストーチバーナーですが、使い方を誤ると火災の危険が...

※ガストーチバーナーとは
カセットボンベに接続して用いる
簡易的なガスバーナーのことです。



実験映像(nite-ps)「取付不良で漏れたガスに引火」



火災予防対策

・認証マーク付きの製品を使用し、取扱方法をよく確認しましょう。

簡易的な製品ですが、製品によって機能・性能は様々ですので、

取扱説明書を良く読み使用方法を守りましょう。

・点火動作をする前には必ず、接続部またはガス調整つまみからガスが漏れていないかを確認しましょう。

特に使用頻度が高い、または購入後長期間経過しているガストーチバーナーは、内部のゴムが劣化している等の恐れがあります。必ず使用前点検を行いましょう。

・古いボンベにも注意

古く劣化したボンベが原因でガス漏れを起こすこともありますので、ボンベが腐食、変形しているものは使用しないで下さい。

火災が起きたら

落ち着いて安全な屋外へ搬出するか、可燃物が無い場所に置き、消火器(粉末式のもの)で消火しましょう。消火器が無い場合、水を張ったバケツ等に深く沈めることでも消すことができます。



※「JIA認証マーク」

「GREEN×EXPO 2027」公式マスコットキャラクター名前決定及び 応援メッセージ付き公式ロゴマークの使用について【情報提供】

6月22日に実施した「GREEN×EXPO 2027 開催1000日前 記者発表会」において、公式アンバサダーの芦田愛菜さんから、公式マスコットキャラクターの名前が発表されました。

また、GREEN×EXPO 2027の更なる機運醸成のため、市民（個人、団体、教育機関等）の皆様の活動においてご使用いただける「応援メッセージ付き公式ロゴマーク」を作成しました。

1 お願いしたいこと

【区連長】 ご承知おきください。

【地区連長】 地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】 単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

2 公式マスコットキャラクターの名前決定について

名前 「トゥンクトゥンク」

<名前について>

人といろいろな命が共鳴して、つながっている状態を表しています。

このマスコットを通して、人間が万物への想像力や調和の心をとりもどすことの大切さが広がってほしい、という想いを込めて名付けました。

<プロフィール>

はるか宇宙の彼方から、地球に憧れてやってきた 好奇心いっぱいの精霊、それがトゥンクトゥンクです。植物をはじめとした、この宇宙に生まれた 万物の気持ちに共鳴しているので、その想いを人間に伝えてくれます。地球がきれいだとうれしくなって花を咲かせて踊ったり、地球が汚れると悲しくなって元気がなくなったりします。自然破壊・環境汚染などさまざまな課題を抱えているこの星で、人間と自然をつなぐ決意をしたキャラクターです。

<参考>

公募期間 令和6年3月19日～4月8日

応募数 6,076件

<公式マスコットキャラクターに関する問合せ先>

(公社)2027年国際園芸博覧会協会

広報課 TEL 045-307-2031



3 「GREEN×EXPO 2027」応援メッセージ付き公式ロゴマークの使用について

(1) 対象となる活動

- ア GREEN×EXPO 2027 に繋がる花緑や環境に関する活動。
- イ GREEN×EXPO 2027 の機運醸成に資するPRや応援の活動。

(2) 対象者

市民（個人、団体、教育機関など）

ただし、次の場合はご使用いただけません。

- ・特定の個人又は企業・団体の営利もしくは宣伝を目的とする場合
- ・暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律77号）第2条第2項に規定する暴力団又は暴力団の構成員と認められる者が関係している場合
- ・特定の政治活動、宗教活動を目的とする場合
- ・法令又は公序良俗に反する場合 など

(3) 応援メッセージ付き公式ロゴマークデザイン

下記一覧参照

(4) 使用範囲

承認された活動において

- ・申請者・団体が自己で使用するもの（名刺、封筒、会員証、活動ユニフォームなど）
- ・広報印刷物（活動を紹介するポスター・チラシ・ウェブサイトなど、会報誌、掲示板など）

※不特定多数に配布する頒布品や販売する商品にはご使用いただけません。

(5) お申込み等

ロゴマークの使用にあたっては、博覧会協会への申請が必要となります。
申請方法や使用ルール等の詳細につきましては、博覧会協会ホームページ
をご確認ください。



＜応援メッセージ付き公式ロゴマークに関する問合せ先＞
（公社）2027年国際園芸博覧会協会 会場運営課 市民参加担当
TEL 045-307-2070 E-mail mlogo-shinsei@expo2027yokohama.or.jp

応援メッセージ付き公式ロゴマーク一覧



GREEN×EXPO 2027を
応援しています



GREEN×EXPO 2027を
応援しています



GREEN×EXPO 2027を
応援しています



GREEN×EXPO 2027を
応援しています



GREEN×EXPO 2027を応援しています

令和6年度 個別避難計画の取組について

(横浜市災害時要援護者支援事業)

1 個別避難計画とは

災害が起きた時、避難をする際に支援が必要な高齢者や障害者ごとに、避難を支援する人や避難先等の情報を記載した計画です。法改正により、計画の作成が市町村の努力義務となりました。

2 令和6年度の取組

次のとおり、個別避難計画の作成を進めます。

(1) 作成対象者

- ① 洪水浸水想定区域(想定最大規模)または即時避難指示対象区域に居住する方
- ② 要介護3、4、5いずれかの認定を受けている方または身体障害者手帳が交付され、障害程度等級が1級である方

以上の条件をすべて満たし、個人情報取扱い等の同意確認が取れた方のうち、
・ 独居等で支援者がいない方 ・ お一人で避難所等に移動することが困難な方
等の計画作成(早期着手)の優先度が高い方から計画作成に着手します。

(2) 作成方法

対象者を支援するケアマネジャー等(以下、福祉専門職という)の協力により、次頁の流れで作成を進めます。

個別避難計画は、災害時要援護者支援の取組を補完するものです。
各地域の皆様におかれましては、引き続き、日頃からの要援護者に対する「声かけ、見守り」などの、地域ぐるみで「災害から要援護者を守る」取組の推進にご協力をお願いいたします。

<個別避難計画作成の流れ>

横浜市= 市

福祉専門職= 専

事業フロー	役割分担	内容
1 対象者抽出	市	ハザード、身体、世帯状況等から対象者を抽出
2 対象者への同意確認	市	1で抽出した対象者に「同意確認書」を送付し、「計画の作成」「個人情報の取扱い」等について同意を取る
3 福祉専門職による計画の作成	市 専	計画作成(早期着手)の優先度を決定 優先度の高い対象者から、福祉専門職により計画を作成し、横浜市に提出
4 計画の確認	市	3で提出された計画の記載内容(避難経路等)を確認 必要に応じて福祉専門職に修正を依頼



【担当】

横浜市健康福祉局福祉保健課

電話：045-671-4056

Mail：kf-saigaiyongo@city.yokohama.jp

磯子区洪水ハザードマップ

洪水浸水想定区域(想定最大規模※)

大岡川水系河川：大岡川、堀割川

この洪水ハザードマップは、大岡川水系等の河川の氾濫が予想される場合や実際に氾濫した場合に、浸水が想定される区域の皆さんに速やかに避難していただくために作成したものです。

※想定最大規模とは「想定し得る最大規模の降雨」による氾濫を前提として予測したものです。



出典データ	
背景図	横浜市地形図複製承認番号 令3建都計第 9024 号 横浜市建築局都市計画基本図データ(地図レベル2500)により作成
河川	横浜市道路局 河川図
浸水想定区域	大岡川水系洪水浸水想定区域図(令和4年2月現在)
土砂災害警戒区域	横浜市建築局 土砂災害警戒区域(令和4年2月現在)
土砂災害特別警戒区域	横浜市建築局 土砂災害特別警戒区域(令和4年2月現在)

洪水浸水想定区域(想定最大規模)はどうやって決めたの?

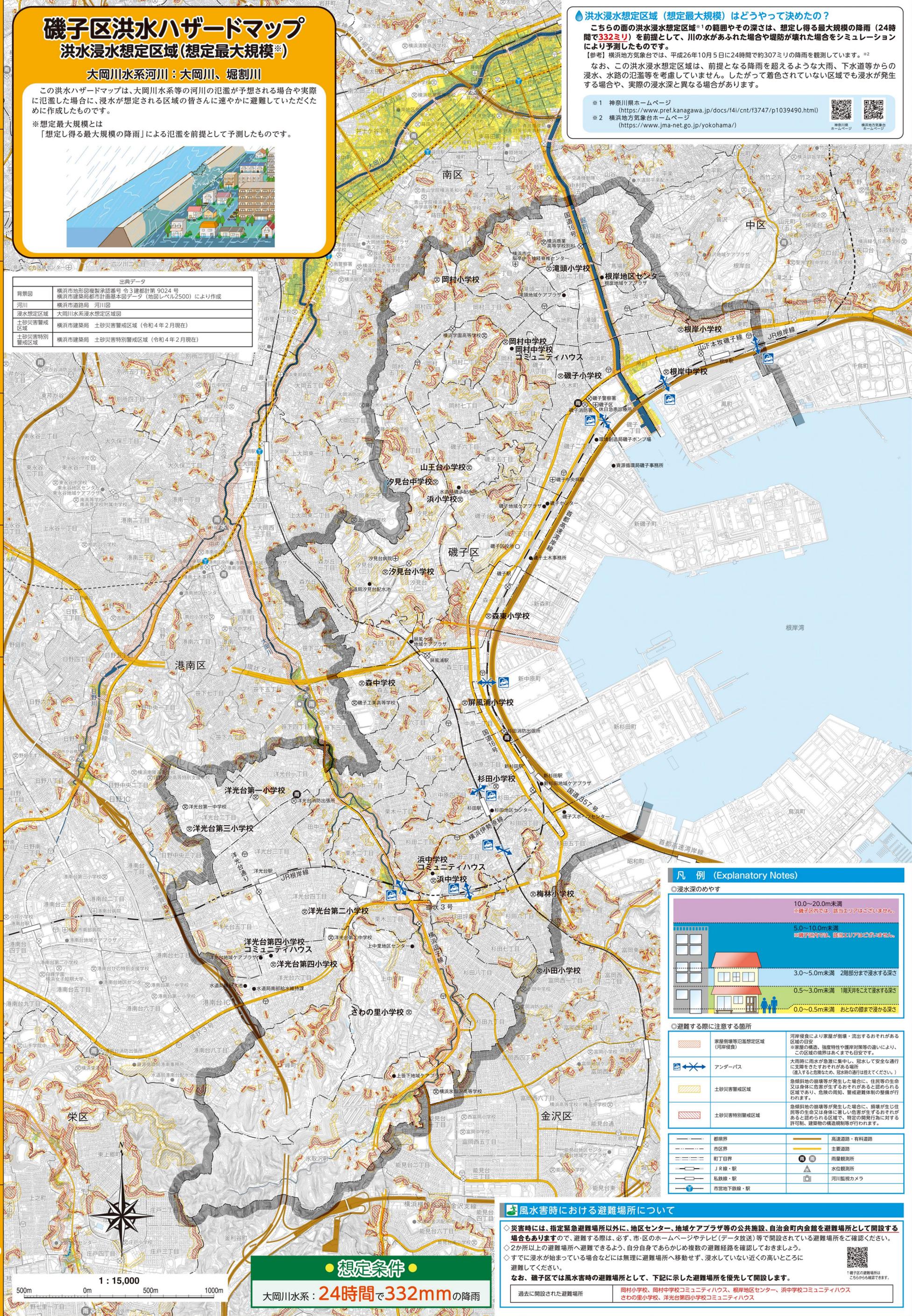
こちらの面の洪水浸水想定区域^{※1}の範囲やその深さは、想定し得る最大規模の降雨(24時間で**332ミリ**)を前提として、川の水があふれた場合や堤防が壊れた場合をシミュレーションにより予測したものです。

【参考】横浜地方気象台では、平成26年10月5日に24時間で約307ミリの降雨を観測しています。^{※2}

なお、この洪水浸水想定区域は、前提となる降雨を超えるような大雨、下水道等からの浸水、水路の氾濫等を考慮していません。したがって着色されていない区域でも浸水が発生する場合や、実際の浸水深と異なる場合があります。

※1 神奈川県ホームページ
(<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/14i/cnt/f3747/p1039490.html>)

※2 横浜地方気象台ホームページ
(<https://www.jma-net.go.jp/yokohama/>)



凡例 (Explanatory Notes)

○浸水深のめやす

10.0~20.0m未満	※磯子区内では、該当エリアはございません。
5.0~10.0m未満	※磯子区内では、該当エリアはございません。
3.0~5.0m未満	2階部分まで浸水する深さ
0.5~3.0m未満	1階天井をこえて浸水する深さ
0.0~0.5m未満	おとなの膝まで浸かる深さ

○避難する際に注意する箇所

河川浸水による家屋が倒壊・流出するおそれがある区域の目安(河川浸水)	※家屋の構造、強度特性や沿岸対策等の違いにより、この区域の境界はあくまでも目安です。
アンダーパス	大雨時に雨水が急激に集中し、冠水して安全な通行に支障をきたすおそれがある場所(進入すると危険なため、冠水の進行は控えください。)
土砂災害警戒区域	急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域であり、危険の周知、警戒避難体制の整備が行われます。
土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域で、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われます。

○風水害時における避難場所について

○災害時には、指定緊急避難場所以外に、**地区センター、地域ケアプラザ等の公共施設、自治会町内会館を避難場所として開設する場合があります**ので、避難の際は、必ず、市・区のホームページやテレビ(データ放送)等で開設されている避難場所をご確認ください。

○2か所以上の避難場所へ避難できるよう、自分自身であらかじめ複数の避難経路を確認しておきましょう。

○すでに浸水が始まっている場合などは無理に避難場所へ移動せず、浸水していない近くの高いところに避難してください。

なお、磯子区では風水害時の避難場所として、下記に示した避難場所を優先して開設します。

過去に開設された避難場所	岡村小学校、岡村中学校コミュニティハウス、根岸地区センター、浜中学校コミュニティハウス、さわの里小学校、洋光台第四小学校コミュニティハウス
--------------	---

1 : 15,000

500m 0m 500m 1000m

●想定条件●

大岡川水系：24時間で**332mm**の降雨

自治会町内会長 各位

「こども・安全安心マップ」公開のお知らせ【情報提供】

1 事業の趣旨

子どもの安全・安心を守るため、市内全域の小学生・中学生の交通事故の発生場所や事故の概要をグーグルマップで確認できる「こども・交通事故データマップ」に、防犯情報を加えた「こども・安全安心マップ」を公開しますので、地域の交通安全活動や防犯活動にご活用ください。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。

定例会等で情報提供をお願いします。

3 事業の概要

別紙参照（令和6年7月10日 記者発表資料）

こども・交通事故データマップはこちら



横浜市 交通事故データマップ **検索**

市民局地域防犯支援課

電話：045-671-3705

電子メール：sh-chiikibohan@city.yokohama.jp

「こども・安全安心マップ」をリリースします！

～こども・交通事故データマップに 新たに防犯情報も追加してリニューアル～

横浜市では、市内全域の小学生・中学生の交通事故の発生場所や事故の概要を Google マップで確認できる「こども・交通事故データマップ」を令和5年3月に公開し(別紙参照)、累計150万以上の閲覧がされています(R6.6時点)。通学路の安全を点検する際に、防犯情報も掲載してほしいとの要望を受け、「こども・交通事故データマップ」を強化し、声かけ・不審者情報を加えて見える化する「こども・安全安心マップ」を作成しました。

全市立学校505校をはじめ、地域の方々や保護者の皆様などにも広くご覧いただき、子どもの「交通安全対策」と「防犯対策」の両輪で、さまざまな角度から子どもの安全安心を守るための取組を推進していきます。

こども・交通事故データマップ



引用:Google マップ

+

New! 防犯情報



(イメージ図)

引用:Google マップ

=

こども・安全安心マップ



引用:Google マップ

交通事故情報は、神奈川県警察の交通事故データ(2019年から2023年までの5年間)から、また、防犯情報は、神奈川県警察より配信されるピーガルく子ども安全メール(2023年)をもとに作成しています。

▼二次元コードはこちら



公開するマップの特徴

- 小学生・中学生の交通事故の発生場所や事故概要を確認できます。
- 地図上のアイコンをクリックすると交通事故の概要が表示されます。
- 声かけ・不審者情報は、過去1年間の発生概要を町名単位で確認できます。

横浜市 こども・安全安心マップ

検索

※ なお、記事等で Google マップの画面を掲載する際は「引用:Google マップ」のクレジット表記をお願いします

お問い合わせ先

(こども・交通事故データマップに関すること)

道路局 道路政策推進課長

金澤 英俊 TEL 045-671-2775

(学校での活用に関すること)

教育委員会事務局 学校支援・地域連携課長

大峽 誠 TEL 045-671-3239

(防犯情報に関すること)

市民局 地域防犯支援課長

丹羽 仁志 TEL 045-671-2601

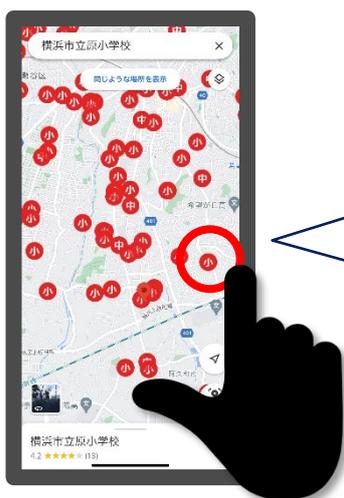
ビッグデータを活用した 交通安全対策プロジェクトのパッケージ化 ～「こども・交通事故データマップ」を公開します～

市内全域の小学生・中学生の交通事故の発生場所や事故の概要をGoogleマップで確認できる「こども・交通事故データマップ」を公開します。子どもの交通事故に特化して、多くの方が使い慣れているGoogleマップをベースに、操作のしやすさやわかりやすさを重視した地図として「見える化」します。

全市立小学校 340 校の、スクールゾーン対策協議会をはじめ、地域の方々や保護者の皆様などにも広くご覧いただき、「子どもの交通安全対策」の推進に活かしていきます。

また、横浜市では令和5年度より新事業としてこのマップを活用し、「子どもの通学路交通安全対策事業」を推進していきます。マップの公開は、本事業のスタートとなる取組です。

【掲載イメージ】



アイコンを選択すると、
事故の概要が確認できます

← 2021年

発生年
2021年
発生月
12月
発生時
17時台
曜日
月
発生場所
横浜市〇〇区〇〇町1丁目2番3号
事故類型
人対車両—その他横断中
道路形状
交差点・その他
天候
雨
当事者種別1
自転車
当事者種別2
歩行者

引用:Google マップ

こども・交通事故データマップはこちら



横浜市 交通事故データマップ 検索

※ なお、記事等で Google マップの画面を掲載する際は「引用:Google マップ」のクレジット表記をお願いします。

公開するマップの特徴

- ・ 市内全域の小学生・中学生の交通事故の発生場所や事故の概要を Google マップで確認できます。
- ・ 地図上のアイコンをクリックすると交通事故の概要が表示されます。
- ・ 交通事故箇所を Google ストリートビューでも見ることができます。
- ・ 神奈川県警察の交通事故データ(2017年から2021年までの5年間)をもとに作成しています。

■ 子どもの通学路交通安全対策事業の紹介ページを公開しています。

【公開先 URL】

https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/kotsu/anzen/kodomo_tsugakuro.html

横浜市 交通安全 検索

▼二次元コードはこちら



お問合せ先

道路局交通安全・自転車政策課担当課長 高橋 寛大 TEL 045-671-2294

自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金の申請期限延長について【情報提供】

1 趣旨

省エネエアコンやLED照明等の導入を支援する「自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金」について、さらに多くの団体にご活用いただくため、申請期限を延長します。また、断熱窓の導入効果等を記載したチラシを作成しました。補助金の活用についてご検討をお願いします。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。

3 申請期限の延長について

【変更前】 9月30日（月）まで → **【変更後】 10月31日（木）まで**

※ 整備完了報告書の提出期限は、原則12月27日（金）までとなります。

遅れそうな場合は別途ご相談ください。

※ 契約・購入は、申請後に交付決定を受けてから行ってください。申請から交付決定までにお時間をいただいておりますので、整備スケジュールをご確認のうえ、ご申請ください。

【自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金の概要】

活動の拠点である自治会町内会館等に、省エネ設備等の導入に必要な経費の一部を補助します。

補助メニュー	補助率	補助上限額
LED照明器具	2/3	60万円
省エネエアコン	2/3	130万円
断熱窓など 太陽光発電設備 蓄電池	2/3	200万円



←市WEB
補助制度紹介ページ

横浜市 会館脱炭素



詳細は、「横浜市自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金 募集案内」をご覧ください。

また、横浜市Webページでは、申請様式もダウンロードできます。

よくあるご質問

Q 意思決定の方法は、総会でないといけないのか。

A 会としての意思決定が必要となります。導入する設備によっては、高額になることも想定されるため、総会に諮っていただいたり、会則等に基づく意思決定をしていただくなど、ご対応をお願いいたします。

【お問合せ・申請窓口】（事務委託先）

横浜市住宅供給公社街づくり事業課

電話：045-451-7740

受付時間：平日 9:00～17:00

市民局地域支援部地域活動推進課

担当 松永、高橋、石栗

電話 045-671-2317 /FAX 045-664-0734

Eメール sh-chiikikatsudo@city.yokohama.jp

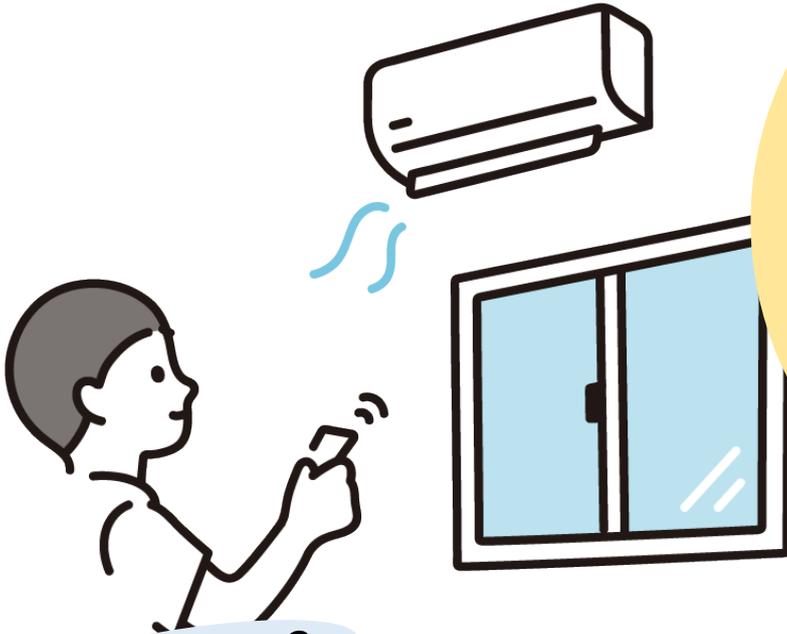
申請期限延長します！

~~9/30~~



10/31(木)

※整備完了報告期限は 12月末まで
 ※2回目の申請も可能です！

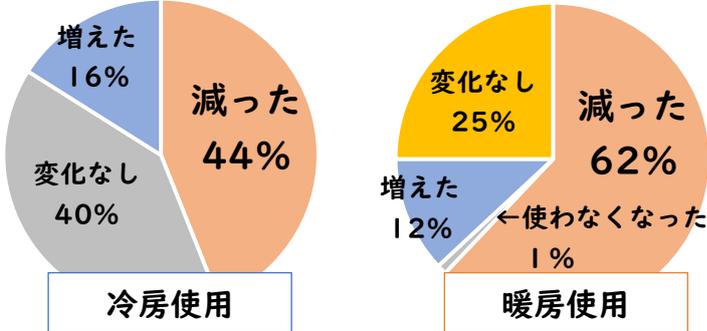


意外と知らない？

断熱窓導入のメリット 断熱窓、設置しませんか？

その1 ~暑さ・寒さが和らぎ、電気代の節約に！~

改修後、「暖房使用頻度が減った」:62% ※



※令和2~3年度省エネ住宅補助制度利用者へのアンケート結果より

断熱窓の導入を決めた自治会町内会の声

会館が大通りに面しているので、遮音性や冷暖房の効率があがると思い、決めました。

窓サッシからのすき間風が気になっていたんです。
 空調の効きも悪くて…



古い会館なので、窓の耐用年数も考慮して改修を決めました。

その2 ~様々な面で、会館利用がもっと快適に！~

- 遮音性能の向上 **防音**
- 結露の抑制 **カビ対策**
- アレルギーリスク低減 **花粉症対策**
- 遮光性能の向上 **眩しさ軽減**

~着工までに余裕を持ったスケジュールで申請しましょう~

問合せ・申請窓口 (事務委託先)
 横浜市住宅供給公社 街づくり事業課
 045-451-7740

詳細は「募集案内」をご覧ください→



お試し用トイレパックの自治会・町内会等への配布について【情報提供】

1 事業の趣旨

本市では災害時にご家庭のトイレが使えない場合に備え、トイレパック(凝固剤と処理袋のセット)の備蓄を市民の皆様をお願いしています。

この度、地域の皆様にトイレパックをお試しいただき、備蓄を進めるきっかけとしていただくため、希望する自治会・町内会の皆様にお試し用のトイレパックを配布します。

なお、配布するトイレパックは本市で災害時のトイレ対策として備蓄していた、令和5年度・6年度に品質保証期間を迎えたトイレパックとなります。

多くの自治会・町内会の皆様のお申込みをお待ちしています。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。

配布を希望される場合は、横浜市電子申請届出システムあるいは申請書の提出によりお申し込みください。

3 トイレパック配布の概要

(1) 配布するトイレパックについて

品質保証期間が経過しても直ちに使用できなくなるものでないため、トイレパックとはどのようなものか体験するお試し用として活用します。

(2) 配布個数

凝固剤1個と処理袋1枚で1セットです。

自治会・町内会会員世帯数人数×5セットを目安として、

1団体あたり600セットもしくは1,200セットをお渡しします。

※希望数が在庫数を超える場合には抽選とさせていただきます。

(3) 申込み期間

令和6年8月1日(木)～8月23日(金)

(4) 申込み方法

ア 横浜市電子申請・届出システムによる申込み

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/ef3a5a0d-e636-4830-a87f-da31de2be107/start>

※ 上記申込みページは、令和6年8月1日以降に閲覧いただけるようになります。



イ 資源循環局街の美化推進課あてに添付の申込書の提出(FAX・郵送)

(5) 配布期間

第1回配布 令和6年9月9日(月)～9月28日(土)

第2回配布 令和6年11月18日(月)～12月7日(土)

※ 受取期間については、こちらから指定させていただきます。

(6) 配布場所

資源循環局収集事務所のうち、指定された場所

※ お申し込み後に決定通知書によりお知らせします。

※ 配送等を行いません。引き取りに来ていただきますようよろしくお願いいたします。

4 留意事項

○ 品質保証期間が経過したトイレパックですので備蓄用にはお控えください。

○ 転売など、お試し体験以外の利用はご遠慮ください。

5 添付資料

お試し用トイレパック体験しませんか(チラシ)

資源循環局街の美化推進課

担当 折本、森

電話 045-671-2555 /FAX 045-663-8199

メール sj-toilet@city.yokohama.jp

お申込み
8/1~8/23

受取期間
第1回
9/9~9/28
第2回
11/18~12/7

お試用

トイレパック 体験しませんか!

横浜市備蓄品トイレパック
(品質保証期間が経過しているもの)
をお譲りします

横浜市では、災害時のご自宅でのトイレ対策として、トイレパックの備蓄をお願いしています。備蓄されていない方に体験していただきご自宅での備蓄につなげていくため、横浜市の災害備蓄品のトイレパック(品質保証期間が経過したものを)、皆様のお試用として配布させていただくこととしました。ぜひこの機会に一度トイレパックを体験してみてください。

● 配布対象

横浜市内の法人・団体(自治会・町内会、NPO法人、社会福祉法人、一般企業 等)
※ 団体の会員や社員の皆様に配布していただける方々にお譲りします。

● 配布物

品質保証期間の経過したトイレパック

- ※品質保証期間が経過したものでも直ちに使用できなくなるものではありませんが、速やかに使用してください。
- ※不具合があっても交換・追加配布等に応じることはできかねます。
- ※お配りするものは凝固剤と汚物処理袋が1セットずつ小分けになっているものではありません。

備蓄用としてではなく、あくまでお試用として配布させていただくものであることをご了解の上お申し込みください。

お渡しイメージ➡

凝固剤 600個	箱	汚物処理袋 600枚
-------------	---	---------------

● 申込可能数(600セットもしくは1,200セット)

団体の構成員及びご家族の人数 × 5セット を目安にお申し込みください。
※ 600セットか1,200セットのどちらかを選択してお申し込みください。

● 受取場所

資源循環局収集事務所のうち、指定された場所

- ※ お申込みいただいた後、受け取っていただく場所をご連絡します。
- ※ 配送等は行っておりません。

★ 1セット

・凝固剤 1個 ・汚物処理袋 1枚

※ 備蓄用にはしないでください。 ※ 転売など、お試し体験以外の利用はご遠慮ください。

収集事務所の
場所はこちら➡



トイレパックとは？

Q. トイレパックってなに？

断水や給排水の破損などの理由でご家庭のトイレが使えない時に、家庭のトイレなどに設置して使用する「凝固剤」と「処理袋」のセットです。使用後はジェル状になるものが多いです。

Q. どこで買えるの？

ホームセンターなどで購入できます。

Q. いくつ用意しておけばいいの？

最低でも「ひとり1日5回×3日分×ご家族の人数分」の備蓄をしましょう。

Q. 災害時、使い終わった後はどうやって処理すればいいの？

トイレパックだけを袋にまとめて、燃やすごみの収集日に排出してください。(今回配布するお試用は、黒い袋ごと他の燃やすごみと一緒に半透明の袋に入れて排出してください。)

トイレパックの使い方

ステップ1



洋式便器に黒い袋をかぶせます

ステップ2



用を足したら凝固剤を振りかけます

ステップ3



黒い袋は縛って燃やすごみに出します

※ 今回配布するお試用は、黒い袋ごと他の燃やすごみと一緒に半透明の袋に入れて排出してください

※ 固まらない場合もトイレには流さず、燃やすごみに捨ててください

ワンポイントアドバイス

- 「ステップ1」の便器に黒い袋をかぶせる前に、もう1枚袋をかぶせると、使用済みトイレパックの袋を捨てる時に、便器の水で濡れるのを防げます。
- 「ステップ2」の凝固剤を振りかけた後は、しっかりと混ぜるようにしてください。

お申し込み方法

- 横浜市電子申請・届出システムからお申し込みください →
下記のフォームにご記入のうえ、FAX、郵送によるお申込みも受け付けています。※右記ページは令和6年8月1日以降に閲覧いただけるようになります。

【お申し込み先】

FAX 045-663-8199

郵送先 〒231-0005

横浜市中区本町6-50-10 23階 トイレパック受付担当 宛



- お申込み期間 令和6年8月1日(木)～8月23日(金) ※ 必着
- 受取決定 ご指定いただいた連絡先に、9月4日(水)頃までに受取決定のご連絡をさせていただきます。
- 受取期間 第1回 令和6年9月9日(月)～9月28日(土)
第2回 令和6年11月18日(月)～12月7日(土)
(日曜日を除く、各日午前9時から午後4時 ※ 午前11時30分から午後1時30分を除く)
※ 全体の希望数が在庫数を超える場合は、抽選とさせていただきます。
※ 受取期間・受取場所については、こちらから指定させていただきます。

(FAX・郵送用記入欄)

団体名		代表者氏名	
団体住所		連絡先 電話番号	
決定通知 連絡先	(メールアドレス、FAX番号、郵送先 のいずれかをご記入ください)		
配布希望数 ※ どちらかに○を してください。	600・1,200 (単位:セット)	用途 ※ <input checked="" type="checkbox"/> がない場合は お譲りできません	<input type="checkbox"/> 団体の構成員・家族に配布します <input type="checkbox"/> 備蓄用としてではなく、お試用として取り扱います

「プラスチックごみの分別ルール変更チラシ」の 掲示について【依頼】

日頃より、ごみと資源の分別にご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、10月1日より始まる「プラスチックごみの分別ルールの変更」にあたり、多くの区民の皆様にお知らせするため、チラシを自治会町内会の掲示板に掲出していただきますようお願いいたします。

1 掲示物 <チラシ>



2 掲示期間

チラシの到着後～12月末

※掲示板の空き状況等により御無理のない範囲で御協力をお願いします。

担当：磯子区地域振興課資源化推進担当 大関、遠藤

TEL 750-2397

FAX 750-2534

メール is-shigen@city.yokohama.jp

⇒ 横浜市からのお知らせ

プラスチックごみの出し方が変わります



お住まいの区によって、実施時期が異なります。

▲詳細は市 WEB へ

令和6年10月～

磯子区、旭区、泉区、
金沢区、港南区、栄区、
瀬谷区、戸塚区、中区

令和7年4月～

全市
18区

プラスチック資源の収集日に お出しいただくもの

「プラスチック製容器包装」の収集日が
「プラスチック資源」の収集日になります。

NEW プラスチック製品



プラスチックのみでできたもの

プラスチック製容器包装



このマークが目印です

1つの袋でまとめてお出しいただけます

「プラスチック資源循環法」の施行により、新たに「プラスチック製品」についても「プラスチック製容器包装」と同様にリサイクルできるようになりました。今回の分別品目の変更は、プラスチックの焼却に伴い発生する温室効果ガスを減らすことを目的としています。脱炭素社会の実現に向けて、出来ることから取り組んでいきます。皆さんの御協力をお願いします。

横浜市におけるシェアサイクル事業について

横浜市では公共交通の機能補完や地域の活性化、脱炭素社会の形成等を目的に、協働事業者と連携して「横浜都心部コミュニティサイクル事業」及び「横浜市広域シェアサイクル事業社会実験」を実施しています。

事業の推進にあたっては、利用者の移動データやニーズ等をもとに道路や歩道、公園、自転車駐車場、地区センター等区民利用施設、商業施設などにサイクルポートを順次設置しており、現在、市内550箇所（磯子区内18箇所）のサイクルポートで約36,000人の皆様にご利用いただいております（令和6年4月末時点）。

サイクルポートの設置スペースについては随時募集しておりますので、自治会町内会館など候補地があれば、道路局道路政策推進課までお気軽にご相談ください。

中部区域
NTT docomo bike share
株式会社 ドコモ・バイクシェア

実施範囲図

北部・南部区域
HELLO CYCLING
OpenStreet株式会社
(連携事業者)
サネホールディングス株式会社
江ノ島電鉄株式会社
株式会社エネファント
株式会社サンオータス

横浜市シェアサイクル事業 HP

重点展開区 横浜都心部区域

<シェアサイクルとは>

レンタルサイクルのように借りた場所に返す必要はなく、地域内に設置された複数のサイクルポートを相互に利用し、お出かけ先など、借りたポートと異なるところにも返却できる利便性の高い交通システムです。

3.6m×2m程度のスペースから設置ができ、環境に優しい移動手段の1つとして近年全国で導入が進められています。



(参考) シェアサイクルポート標準寸法



自治会町内会館への設置例



公園内への設置例



集合住宅への設置例（プライムフィット富岡）

担当（問合せ）：道路局道路政策推進課
伊藤、寺本

TEL 045-671-3644

Mail: do-sharecycle@city.yokohama.lg.jp

横浜市 広域シェアサイクル事業 社会実験

いつでも、きがるに ‘シェアサイクル’で行こう!

みんなの区域に、
展開開始!

ちょっとそこまで。出先の移動。すぐに乗れて便利な自転車が、あなたの行動範囲を広くします。「シェアサイクル」というサービスは、市内各所にあるポートで電動アシスト自転車を借りて、返却は各サービスごとのポートであればどのポートでもOK! 駅から離れた場所や、車を使わない移動の場合、とっても便利なサービスです。横浜市広域で事業を展開しています。



※事業者が異なる場合、ポート間での貸し借りは出来ません。

登録だって、スイスイいける！

登録はこちらから！ お手持ちのスマートフォンにアプリをダウンロードして、ユーザー登録を行なってください。

中部区域





北部・南部区域



借り方・返し方 概略の説明です。詳細な操作、利用方法はそれぞれのウェブサイトをご覧ください。

STEP 1 **アプリをダウンロード**
お手持ちのスマートフォンに、ご利用する区域のアプリをダウンロードします。



STEP 2 **解錠・ご利用**
ポートの自転車をスマートフォンで解錠するとすぐに使えます。※アプリでの予約も可能



STEP 3 **施錠・ご返却**
各サービスごとのすきなポートにご返却。施錠して返却ボタンを押すだけです。



利用料金 クレジットカード等でのお支払いとなります

中部区域 baybike (広域)	北部・南部区域 HELLO CYCLING																				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="3">1回利用</th> </tr> <tr> <td>乗30分:165円/回</td> <td>賃165円/30分</td> <td></td> </tr> <tr> <th colspan="3">月額会員</th> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">3,300円/月</td> </tr> <tr> <th colspan="3">一日パス</th> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">1,650円/1日分</td> </tr> </table>	1回利用			乗30分:165円/回	賃165円/30分		月額会員			3,300円/月			一日パス			1,650円/1日分			<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>1回利用</th> </tr> <tr> <td>利用開始から30分:130円 延長15分ごとに100円 上限:1,800円/12時間</td> </tr> </table>	1回利用	利用開始から30分:130円 延長15分ごとに100円 上限:1,800円/12時間
1回利用																					
乗30分:165円/回	賃165円/30分																				
月額会員																					
3,300円/月																					
一日パス																					
1,650円/1日分																					
1回利用																					
利用開始から30分:130円 延長15分ごとに100円 上限:1,800円/12時間																					

協働事業者 詳細な内容や、お問い合わせはそれぞれのウェブサイトからご確認ください。

中部区域 **docomo bike share** (株)ドコモ・バイクシェア 

北部・南部区域 **HELLO CYCLING** **OpenStreet(株)** 

[連携事業者] シナネンホールディングス(株) 江ノ島電鉄(株) (株)エネファント (株)サンオータス

横浜市では、様々な方が多様に利用することができる
広域シェアサイクル事業の社会実験を始めました。

広域シェアサイクル事業の目的

- 公共交通の機能補完として日常生活の移動手段の確保と移動の選択肢を増やす
- 市内の移動回数の増加により、地域の活性化に貢献
- マイカー移動からの転換により、脱炭素社会の形成を推進
- 交通ルール等の更なる周知啓発
- 公民連携による事業採算性の向上

実施期間

2022年6月10日から2025年3月31日まで

横浜都心部区域(ベイバイク実施エリア)を除く市内を3つの区域(うち7区は重点展開区として先行的に事業展開)に分け、事業を実施しています。



役割分担



ポート設置希望者を募集しています。(土地や施設等を所有されている皆様へ)

横浜市では、新たなポート設置のご協力を広く呼びかけています。
ポート設置にご関心をお持ちの方は、道路政策推進課(045-671-3644)までお気軽にお問い合わせください。

お問い合わせ先
横浜市道路局道路政策推進部道路政策推進課
TEL: 045-671-3644 FAX: 045-550-4892

横浜市広域シェアサイクル事業社会実験 検索 横浜市ウェブサイト



自治会町内会長 様

磯子区総務課長

在宅避難リーフレットの配布について（依頼）

今年度、磯子区では「在宅避難リーフレット」を作成いたしました。希望される自治会町内会すべてに配送させていただきますので、各世帯への配付についてご協力をお願いいたします。

1 リーフレットの内容

A3サイズ2つ折りのリーフレットで、表面には災害時に自宅で避難することのメリットやそのための準備について、裏面（中開き面）は避難行動の確認と連合地区別の避難所を示した地図を記載しています。各家庭の目立つところに保存してご活用ください。

2 配布方法

広報よこはまと同様のルートでお届けします。希望されない自治会町内会がありましたら、8月9日（金）までに担当者までご連絡ください。

(1) 各自治会町内会が各世帯への配布を行っている地域

広報よこはまと同様の指定場所へ同じ部数下記3の期間に配送しますので、到着次第各世帯への配布にご協力をお願いいたします。

(2) シルバー人材センターが各世帯へ直接配布を行っている地域

区役所が契約する委託業者が下記3の期間に各戸へ直接ポスティングします。

3 配送・配布日

9月2日（月）から9月6日（金）の間

4 送付物

別添リーフレットのとおり

○リーフレットサイズ：A3標準サイズ縦297mm×横420mm、重さ約25g、厚み約2mm

《参考：配送物の大きさ・重さの目安》

50枚	厚み100mm、重さ1,250g
100枚	厚み200mm、重さ2,500g
200枚	厚み400mm、重さ5,000g
200枚以上	200枚を1箱として配送される予定です。

【担当】磯子区役所総務課・危機管理・防災担当

大東、黒川、井上、根石

TEL：750-2312 FAX：750-2530

E-mail：is-bousai@city.yokohama.jp



在宅避難の準備の基本! 2つのポイントをおさえよう!

POINT 1 備蓄は最低3日分、できれば7日分!

飲料水・食料品

- 飲料水 (1人1日3ℓ×家族の人数)
- 食料品 (缶詰、レトルト食品、フリーズドライ食品など)

トイレ対策

- トイレパック トイレトペーパー ウェットティッシュ

乳幼児のいる家庭の備え

- 紙おむつ 哺乳瓶 おやつ
- おしりふき 哺乳瓶消毒グッズ 離乳食
- 抱っこひも 乳幼児用ミルク

お湯を沸かす必要のない液体ミルクがあると便利です!



備蓄はローリングストック法で!!

消費期限にあわせて定期的に古いものから消費し、消費した分を補充するという循環型の備蓄方法です。



要介護者のいる家庭の備え

- 介護食 補助具などの予備 大人用紙おむつ

ペットのいる家庭の備え

- ペットフード ペット用トイレシート

日用品

- 救急セット ライター 水のいらないシャンプー 乾電池
- 常備薬 タオル類 カセットコンロ モバイルバッテリー
- ポリ袋 生理用品 カセットボンベ LEDランタン
- ラップ カイロ 携帯ラジオ

重要 トイレパック



横浜市は「お家で避難(在宅避難)」を推奨しています!!

災害時も
普段に近い環境で
生活を送るために



自宅に住める状態であれば、自宅のほうがストレスの少ない避難生活をおくれます。

慣れ親しんだお家で
ストレスフリー



プライバシーを
確保できる



ペットと一緒に
過ごせる



なぜ準備が必要なの? 在宅避難のための準備を裏面でチェック!

家具の転倒防止対策をしましょう。

平成15年7月の宮城県北部を震源とする地震(マグニチュード6.4、最大震度6強)では...

居間に行ったら、2段重ねの和ダンスの上だけ、2段目がテーブルを越えて、2mくらい吹っ飛んでいました。もうテレビは倒れる、人形ケースは割れる、本棚は倒れるで、足の踏み場もないほどでした。転倒防止器具をつけていた家具だけは倒れなかったため、やっぱり全部にやっておけば良かったと思いました。

東松島市 60代女性

出典: 内閣府防災情報のページ-日前プロジェクト

磯子区民の転倒防止など対策率: 約 39%

トイレパックを備えておき、災害時のトイレ対策を万全にしておきましょう。

大地震が発生すると...

給排水管が損傷してトイレの水が流せないことや、つまりが起こり汚水が逆流して水浸しになることも

対策として

トイレパックを備えておきましょう!

どれくらい備蓄した方がいいの?

1人1日5回×最低3日分=最低15個

- 家族の人数分はあるか?
- トイレトペーパーの備蓄はあるか?

磯子区民のトイレパック備蓄率: 約 38%



トイレ対策はこちら▶



POINT 2 災害に強い家に!

ガラス飛散防止フィルム
窓ガラスやガラス扉のある家具に貼り、割れたガラスが飛び散らないようにします。

つっぱり棒
ネジ止めはせず、家具と天井の隙間に設置します。(天井に強度が必要)

落下防止ワイヤー
吊り下げている照明器具は、ワイヤーやチェーンなどで固定します。

飛び出し防止器具
留め具をつけ戸棚の扉が開かないようにします。

感震ブレーカー
地震の大きな揺れを感じて電気を自動で遮断する機器で、電気火災の発生を抑制します。

L字金具、ベルト
家具と壁を木ネジ、ボルトで固定します。(壁に強度が必要)

粘着マット
粘着性のゲル状のもので、家具の底面と床面を接着させます。(有効期限に注意)

キャスター下皿
キャスター付きの家具を固定します。





在宅避難できないときの避難行動を確認しましょう!

周辺に危険がなければ自宅で備えをすることによって在宅避難を行うことができます。しかし、災害時は何が起こるかわかりません。避難が必要になった時に備え、災害時の避難行動を確認しましょう。

1 地震発生時

危険がなければ

在宅避難

状況変化などで危険と判断したら

友人・知人宅

危険と判断したら

地域防災拠点

倒壊などで自宅で生活できない人たちが一時的に生活する避難所です。自宅の備蓄品などを持って行きましょう!



自宅のチェックポイント

- 自宅に倒壊(傾き)などの被害がない
- 隣家の倒壊・火災などの影響がない

地域防災拠点=避難するだけの場所 と思っていませんか?

避難所としての機能以外にも大地震時に大切な機能が備わっており、在宅避難者にとっても重要な拠点となります。

情報の受伝達拠点



行政から正確で信頼できる情報を地域住民へ受伝達が可能

- デジタル移動無線機により、緊急時も被害情報などの伝達が可能
- 災害時に想定されるフェイクニュースなどにだまされない

物資の集配拠点



全国から届けられる食料や水などの救援物資を分配する場所

- 在宅避難者も「避難者カード」を提出することで必要な救援物資の量が把握される
- 救援物資の仕分け、配布は在宅避難者も含めた地域住民で行う

避難所



家屋の倒壊や火災により自宅に住めない人の避難所

- 避難者も含めた地域住民が中心となって運営を行う

在宅避難の場合も「避難者カード」の提出を!

安否情報や、必要な救援物資の種類や量を把握するための大切な情報となります。



避難者カード 磯子区 検索

地域防災拠点の訓練に参加しよう!!



2 風水害時



自宅や自分のいる場所が土砂災害警戒区域や浸水想定区域に位置している

いいえ

屋内待機
情報収集しながら屋内で待機する

建物が頑丈、マンション居住

いいえ

水平避難
安全な場所に避難する
例：知人宅や避難場所、ホテルなど

ハザードマップの最大浸水深などを考慮すると、垂直避難で安全が確保できる

はい

垂直避難
頑丈な建物の2階以上に避難する



日頃から、また災害が発生したら下記を確認!!

ホームページ

横浜市防災情報ポータル 災害情報はこちら
避難指示の状況や避難所の開設状況を掲載しています。

横浜市防災情報ポータル 検索



アプリ(横浜市避難ナビ)

避難所検索、災害時の避難情報受信などができます。

横浜市避難ナビ 検索



避難先をすぐに表示!



- ハザードマップ表示
- 避難所検索・ルート案内

ワンタッチで操作は簡単!



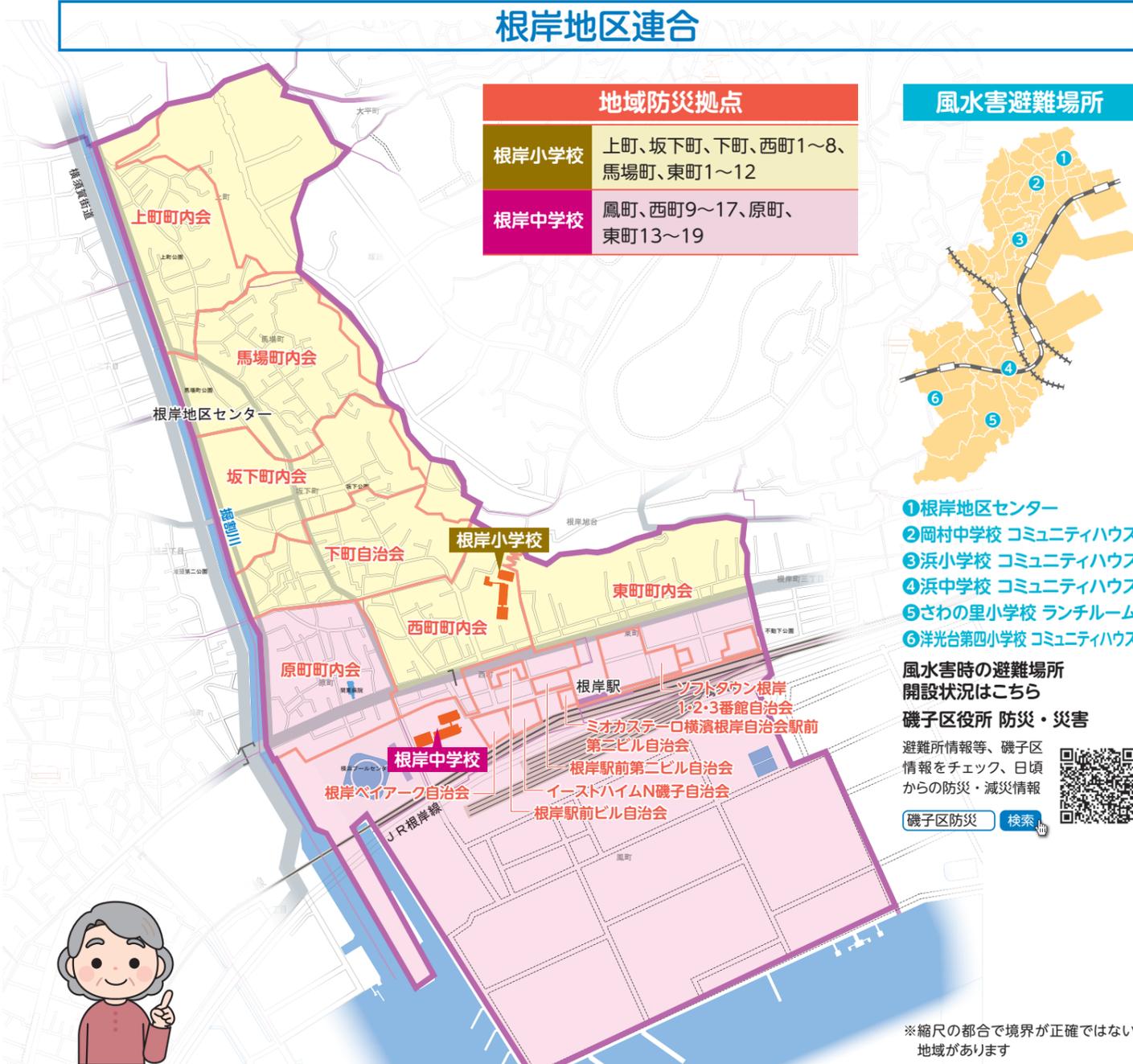
プッシュ通知で災害情報が届く!



大地震と風水害は避難場所が違います!

地震発生時	風水害時
地域防災拠点 指定された磯子区内 21 の小中学校 詳細は区ホームページを確認してください。 磯子区 地域防災拠点 検索	避難場所 磯子区内 6 か所の風水害避難場所 詳細は下記をご確認ください。 即時避難指示対象区域にお住まいの方は指定されている避難場所へ、その他の方は差し迫った危険が確認されない場合は在宅避難しましょう。
市内1か所でも震度5強以上を観測 磯子区が5強に満たなくても開設します。	開設条件 気象庁が横浜市南部に土砂災害警戒情報を発表 または、横浜市や磯子区が避難情報を発表
地域防災拠点運営委員会 拠点への避難所はもちろん、在宅避難者も含めて地域全体で開設・運営に協力します。	開設者 区役所職員 開設・運営は原則区役所職員が行います。被害状況により町内会館の開設など地域にご協力いただくことがあります。
あり 地震による倒壊や火災で自宅に住めなくなった方が一定期間避難生活を送るため、最低限の水や食料、生活用品などがあります。	物資 なし 切迫した災害の危険から一時的に逃れる避難場所のため、備蓄物資はありません。

根岸地区連合



※縮尺の都合で境界が正確ではない地域があります



在宅避難できないときの避難行動を確認しましょう!

周辺に危険がなければ自宅で備えをすることによって在宅避難を行うことができます。しかし、災害時は何が起こるかわかりません。避難が必要になった時に備え、災害時の避難行動を確認しましょう。

1 地震発生時

危険がなければ

在宅避難

状況変化などで危険と判断したら

友人・知人宅

危険と判断したら

地域防災拠点

倒壊などで自宅で生活できない人たちが一時的に生活する避難所です。自宅の備蓄品などを持って行きましょう!



自宅のチェックポイント

- 自宅に倒壊(傾き)などの被害がない
- 隣家の倒壊・火災などの影響がない

地域防災拠点=避難するだけの場所 と思っていませんか?

避難所としての機能以外にも大地震時に大切な機能が備わっており、在宅避難者にとっても重要な拠点となります。

情報の受伝達拠点



行政から正確で信頼できる情報を地域住民へ受伝達が可能

- デジタル移動無線機により、緊急時も被害情報などの伝達が可能
- 災害時に想定されるフェイクニュースなどにだまされない

物資の集配拠点



全国から届けられる食料や水などの救援物資を分配する場所

- 在宅避難者も「避難者カード」を提出することで必要な救援物資の量が把握される
- 救援物資の仕分け、配布は在宅避難者も含めた地域住民で行う

避難所



家屋の倒壊や火災により自宅に住めない人の避難所

- 避難者も含めた地域住民が中心となって運営を行う

在宅避難の場合も「避難者カード」の提出を!

安否情報や、必要な救援物資の種類や量を把握するための大切な情報となります。



避難者カード 磯子区 検索

地域防災拠点の訓練に参加しよう!!



2 風水害時



自宅や自分のいる場所が土砂災害警戒区域や浸水想定区域に位置している

いいえ

屋内待機
情報収集しながら屋内で待機する

建物が頑丈、マンション居住

いいえ

水平避難
安全な場所に避難する
例：知人宅や避難場所、ホテルなど

ハザードマップの最大浸水深などを考慮すると、垂直避難で安全が確保できる

はい

垂直避難
頑丈な建物の2階以上に避難する



日頃から、また災害が発生したら下記を確認!!

ホームページ

横浜市防災情報ポータル 災害情報はこちら
避難指示の状況や避難所の開設状況を掲載しています。

横浜市防災情報ポータル 検索



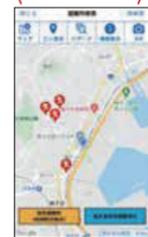
アプリ(横浜市避難ナビ)

避難所検索、災害時の避難情報受信などができます。

横浜市避難ナビ 検索



避難先をすぐに表示!



- ハザードマップ表示
- 避難所検索・ルート案内

ワンタッチで操作は簡単!



プッシュ通知で災害情報が届く!



大地震と風水害は避難場所が違います!

地震発生時	風水害時
地域防災拠点 指定された磯子区内 21 の小中学校 詳細は区ホームページを確認してください。 磯子区 地域防災拠点 検索	避難場所 磯子区内 6 か所の風水害避難場所 詳細は下記をご確認ください。 即時避難指示対象区域にお住まいの方は指定されている避難場所へ、その他の方は差し迫った危険が確認されない場合は在宅避難しましょう。
市内1か所でも震度5強以上を観測 磯子区が5強に満たなくても開設します。	開設条件 気象庁が横浜市南部に土砂災害警戒情報を発表 または、横浜市や磯子区が避難情報を発表
地域防災拠点運営委員会 拠点への避難所はもちろん、在宅避難者も含めて地域全体で開設・運営に協力します。	開設者 区役所職員 開設・運営は原則区役所職員が行います。被害状況により町内会館の開設など地域にご協力いただくことがあります。
あり 地震による倒壊や火災で自宅に住めなくなった方が一定期間避難生活を送るため、最低限の水や食料、生活用品などがあります。	物資 なし 切迫した災害の危険から一時的に逃れる避難場所のため、備蓄物資はありません。

滝頭地区連合

地域防災拠点	
滝頭小学校	滝頭1、滝頭2、滝頭3-1~5、丸山1、丸山2
岡村小学校	岡村3-25-5、岡村4、岡村5、岡村6-3~17、岡村7-32~34、35の一部、岡村8-1~5、9の一部、19~22
岡村中学校	磯子8(7の一部、8の一部)、岡村1(20-1を除く)、岡村2、岡村3(25-5を除く)、岡村6-1~2、岡村7-1~3、広地町2の一部、11、12
磯子小学校	磯子1、磯子2(1~14、21~23、29)、磯子8-1~6、7(15-1、15-2)、8の一部、9~19、岡村1(20-1)、新磯子町、滝頭3-6~13、中浜町、久木町1~10、12~22、23の一部、広地町1、2の一部、3~10

風水害避難場所

- 1 根岸地区センター
- 2 岡村中学校 コミュニティハウス
- 3 浜小学校 コミュニティハウス
- 4 浜中学校 コミュニティハウス
- 5 さわの里小学校 ランチルーム
- 6 洋光台第四小学校 コミュニティハウス

風水害時の避難場所開設状況はこちら
磯子区役所 防災・災害

避難所情報等、磯子区情報をチェック、日頃からの防災・減災情報

磯子区防災 検索

※縮尺の都合で境界が正確ではない地域があります



在宅避難できないときの避難行動を確認しましょう!

周辺に危険がなければ自宅で備えをすることによって在宅避難を行うことができます。しかし、災害時は何が起こるかわかりません。避難が必要になった時に備え、災害時の避難行動を確認しましょう。

1 地震発生時

危険がなければ

在宅避難

状況変化などで危険と判断したら

友人・知人宅

危険と判断したら

地域防災拠点

倒壊などで自宅で生活できない人たちが一時的に生活する避難所です。自宅の備蓄品などを持って行きましょう!



自宅のチェックポイント

- 自宅に倒壊(傾き)などの被害がない
- 隣家の倒壊・火災などの影響がない

地域防災拠点=避難するだけの場所 と思っていませんか?

避難所としての機能以外にも大地震時に大切な機能が備わっており、在宅避難者にとっても重要な拠点となります。

情報の受伝達拠点



行政から正確で信頼できる情報を地域住民へ受伝達が可能

- デジタル移動無線機により、緊急時も被害情報などの伝達が可能
- 災害時に想定されるフェイクニュースなどにだまされない

物資の集配拠点



全国から届けられる食料や水などの救援物資を分配する場所

- 在宅避難者も「避難者カード」を提出することで必要な救援物資の量が把握される
- 救援物資の仕分け、配布は在宅避難者も含めた地域住民で行う

避難所



家屋の倒壊や火災により自宅に住めない人の避難所

- 避難者も含めた地域住民が中心となって運営を行う

在宅避難の場合も「避難者カード」の提出を!

安否情報や、必要な救援物資の種類や量を把握するための大切な情報となります。



避難者カード 磯子区 検索

地域防災拠点の訓練に参加しよう!!



2 風水害時



自宅や自分のいる場所が土砂災害警戒区域や浸水想定区域に位置している

いいえ

屋内待機
情報収集しながら屋内で待機する

はい

建物が頑丈、マンション居住

いいえ

水平避難
安全な場所に避難する
例: 知人宅や避難場所、ホテルなど

いいえ

はい

ハザードマップの最大浸水深などを考慮すると、垂直避難で安全が確保できる

はい

垂直避難
頑丈な建物の2階以上に避難する



日頃から、また災害が発生したら下記を確認!!

ホームページ

横浜市防災情報ポータル 災害情報はこちら
避難指示の状況や避難所の開設状況を掲載しています。

横浜市防災情報ポータル 検索



アプリ(横浜市避難ナビ)

避難所検索、災害時の避難情報受信などができます。

横浜市避難ナビ 検索



避難先をすぐに表示!



- ハザードマップ表示
- 避難所検索・ルート案内

ワンタッチで操作は簡単!



プッシュ通知で災害情報が届く!



大地震と風水害は避難場所が違います!

地震発生時	風水害時
地域防災拠点 指定された磯子区内 21 の小中学校 詳細は区ホームページを確認してください。 磯子区 地域防災拠点 検索	避難場所 磯子区内 6 か所の風水害避難場所 詳細は下記をご確認ください。 即時避難指示対象区域にお住まいの方は指定されている避難場所へ、その他の方は差し迫った危険が確認されない場合は在宅避難しましょう。
市内1か所でも震度5強以上を観測 磯子区が5強に満たなくても開設します。	開設条件 気象庁が横浜市南部に土砂災害警戒情報を発表 または、横浜市や磯子区が避難情報を発表
地域防災拠点運営委員会 拠点への避難所はもちろん、在宅避難者も含めて地域全体で開設・運営に協力します。	開設者 区役所職員 開設・運営は原則区役所職員が行います。被害状況により町内会館の開設など地域にご協力いただくことがあります。
あり 地震による倒壊や火災で自宅に住めなくなった方が一定期間避難生活を送るため、最低限の水や食料、生活用品などがあります。	物資 なし 切迫した災害の危険から一時的に逃れる避難場所のため、備蓄物資はありません。

岡村地区連合

地域防災拠点	避難場所
岡村小学校	岡村3-25-5、岡村4、岡村5、岡村6-3~17、岡村7-32~34、35の一部、岡村8-1~5、9の一部、19~22
岡村中学校	磯子8(7の一部、8の一部)、岡村1(20-1を除く)、岡村2、岡村3(25-5を除く)、岡村6-1~2、岡村7-1~3、広地町2の一部、11、12
山王台小学校	磯子5、磯子6、磯子7(15-1、15-2を除く)、岡村7-4~31、35の一部、岡村8-6~8、9の一部、10~18、久木町23の一部、24

※縮尺の都合で境界が正確ではない地域があります

風水害避難場所

- 1 根岸地区センター
- 2 岡村中学校 コミュニティハウス
- 3 浜小学校 コミュニティハウス
- 4 浜中学校 コミュニティハウス
- 5 さわの里小学校 ランチルーム
- 6 洋光台第四小学校 コミュニティハウス

風水害時の避難場所開設状況はこちら
磯子区役所 防災・災害

避難所情報等、磯子区情報をチェック、日頃からの防災・減災情報

磯子区防災 検索



在宅避難できないときの避難行動を確認しましょう!

周辺に危険がなければ自宅で備えをすることによって在宅避難を行うことができます。しかし、災害時は何が起こるかわかりません。避難が必要になった時に備え、災害時の避難行動を確認しましょう。

1 地震発生時

危険がなければ

在宅避難

状況変化などで危険と判断したら

友人・知人宅

危険と判断したら

地域防災拠点

倒壊などで自宅で生活できない人たちが一時的に生活する避難所です。自宅の備蓄品などを持って行きましょう!



自宅のチェックポイント

- 自宅に倒壊(傾き)などの被害がない
- 隣家の倒壊・火災などの影響がない

地域防災拠点=避難するだけの場所 と思っていませんか?

避難所としての機能以外にも大地震時に大切な機能が備わっており、在宅避難者にとっても重要な拠点となります。

情報の受伝達拠点



行政から正確で信頼できる情報を地域住民へ受伝達が可能

- デジタル移動無線機により、緊急時も被害情報などの伝達が可能
- 災害時に想定されるフェイクニュースなどにだまされない

物資の集配拠点



全国から届けられる食料や水などの救援物資を分配する場所

- 在宅避難者も「避難者カード」を提出することで必要な救援物資の量が把握される
- 救援物資の仕分け、配布は在宅避難者も含めた地域住民で行う

避難所



家屋の倒壊や火災により自宅に住めない人の避難所

- 避難者も含めた地域住民が中心となって運営を行う

在宅避難の場合も「避難者カード」の提出を!

安否情報や、必要な救援物資の種類や量を把握するための大切な情報となります。



避難者カード 磯子区 検索

地域防災拠点の訓練に参加しよう!!



2 風水害時



自宅や自分のいる場所が土砂災害警戒区域や浸水想定区域に位置している

いいえ

屋内待機
情報収集しながら屋内で待機する

はい

建物が頑丈、マンション居住

いいえ

水平避難
安全な場所に避難する
例: 知人宅や避難場所、ホテルなど

いいえ

はい

ハザードマップの最大浸水深などを考慮すると、垂直避難で安全が確保できる

はい

垂直避難
頑丈な建物の2階以上に避難する



日頃から、また災害が発生したら下記を確認!!

ホームページ

横浜市防災情報ポータル 災害情報はこちら
避難指示の状況や避難所の開設状況を掲載しています。

横浜市防災情報ポータル 検索



アプリ(横浜市避難ナビ)

避難所検索、災害時の避難情報受信などができます。

横浜市避難ナビ 検索



避難先をすぐに表示!



- ハザードマップ表示
- 避難所検索・ルート案内

ワンタッチで操作は簡単!



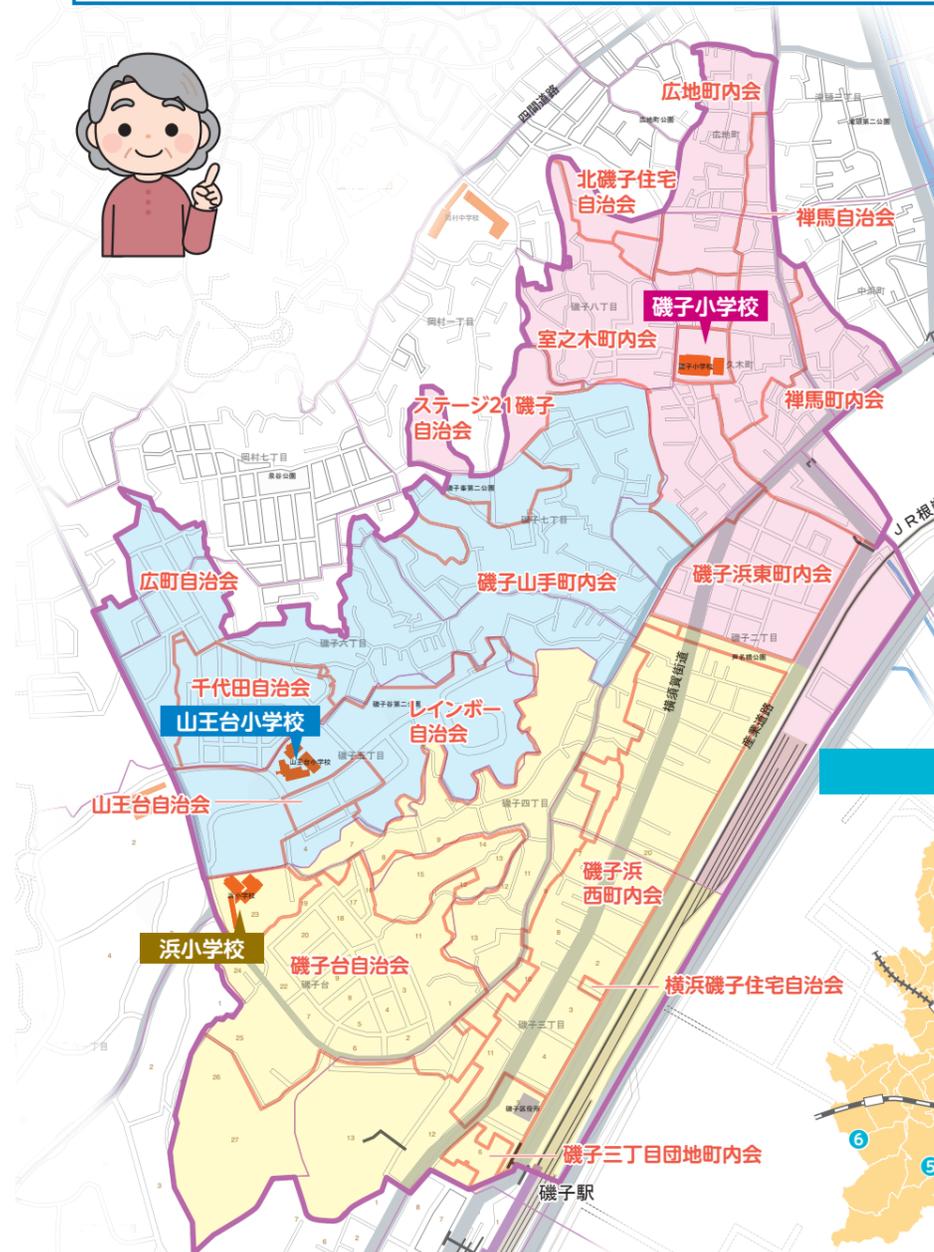
プッシュ通知で災害情報が届く!



大地震と風水害は避難場所が違います!

地震発生時	風水害時
地域防災拠点 指定された磯子区内 21 の小中学校 詳細は区ホームページを確認してください。 磯子区 地域防災拠点 検索	避難場所 磯子区内 6 か所の風水害避難場所 詳細は下記をご確認ください。 即時避難指示対象区域にお住まいの方は指定されている避難場所へ、その他の方は差し迫った危険が確認されない場合は在宅避難しましょう。
市内1か所でも震度5強以上を観測 磯子区が5強に満たなくても開設します。	開設条件 気象庁が横浜市南部に土砂災害警戒情報を発表 または、横浜市や磯子区が避難情報を発表
地域防災拠点運営委員会 拠点への避難所はもちろん、在宅避難者も含めて地域全体で開設・運営に協力します。	開設者 区役所職員 開設・運営は原則区役所職員が行います。被害状況により町内会館の開設など地域にご協力いただくことがあります。
あり 地震による倒壊や火災で自宅に住めなくなった方が一定期間避難生活を送るため、最低限の水や食料、生活用品などがあります。	物資 なし 切迫した災害の危険から一時的に逃れる避難場所のため、備蓄物資はありません。

磯子地区連合



地域防災拠点

磯子小学校	磯子1、磯子2(1~14、21~23、29)、磯子7(15-1、15-2)、磯子8-1~6、7の一部、8の一部、9~19、岡村1-20-1、新磯子町、滝頭3-6~13、中浜町、久木町1~10、12~22、23の一部、広地町1、2の一部、3~10
山王台小学校	磯子5、磯子6、磯子7(15-1、15-2を除く)、岡村7-4~31、35の一部、岡村8-6~8、9の一部、10~18、久木町23の一部、24
浜小学校	磯子2(15~20、24~28)、磯子3-1~5、6の一部、7~14、磯子4、磯子台

※縮尺の都合で境界が正確ではない地域があります

風水害避難場所

- 1 根岸地区センター
- 2 岡村中学校 コミュニティハウス
- 3 浜小学校 コミュニティハウス
- 4 浜中学校 コミュニティハウス
- 5 さわの里小学校 ランチルーム
- 6 洋光台第四小学校 コミュニティハウス

風水害時の避難場所開設状況はこちら

磯子区役所 防災・災害

避難所情報等、磯子区情報をチェック、日頃からの防災・減災情報

磯子区防災 検索





在宅避難できないときの避難行動を確認しましょう!

周辺に危険がなければ自宅で備えをすることによって在宅避難を行うことができます。しかし、災害時は何が起こるかわかりません。避難が必要になった時に備え、災害時の避難行動を確認しましょう。

1 地震発生時

危険がなければ

在宅避難

状況変化などで危険と判断したら

友人・知人宅

危険と判断したら

地域防災拠点

倒壊などで自宅で生活できない人たちが一時的に生活する避難所です。自宅の備蓄品などを持って行きましょう!



自宅のチェックポイント

- 自宅に倒壊(傾き)などの被害がない
- 隣家の倒壊・火災などの影響がない

地域防災拠点=避難するだけの場所 と思っていませんか?

避難所としての機能以外にも大地震時に大切な機能が備わっており、在宅避難者にとっても重要な拠点となります。

情報の受伝達拠点



行政から正確で信頼できる情報を地域住民へ受伝達が可能

- デジタル移動無線機により、緊急時も被害情報などの伝達が可能
- 災害時に想定されるフェイクニュースなどにだまされない

物資の集配拠点



全国から届けられる食料や水などの救援物資を分配する場所

- 在宅避難者も「避難者カード」を提出することで必要な救援物資の量が把握される
- 救援物資の仕分け、配布は在宅避難者も含めた地域住民で行う

避難所



家屋の倒壊や火災により自宅に住めない人の避難所

- 避難者も含めた地域住民が中心となって運営を行う

在宅避難の場合も「避難者カード」の提出を!

安否情報や、必要な救援物資の種類や量を把握するための大切な情報となります。



避難者カード 磯子区 検索

地域防災拠点の訓練に参加しよう!!



2 風水害時



自宅や自分のいる場所が土砂災害警戒区域や浸水想定区域に位置している

いいえ

屋内待機
情報収集しながら屋内で待機する

建物が頑丈、マンション居住

いいえ

水平避難
安全な場所に避難する
例: 知人宅や避難場所、ホテルなど

ハザードマップの最大浸水深などを考慮すると、垂直避難で安全が確保できる

はい

垂直避難
頑丈な建物の2階以上に避難する



日頃から、また災害が発生したら下記を確認!!

ホームページ

横浜市防災情報ポータル 災害情報はこちら
避難指示の状況や避難所の開設状況を掲載しています。

横浜市防災情報ポータル 検索



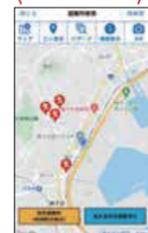
アプリ(横浜市避難ナビ)

避難所検索、災害時の避難情報受信などができます。

横浜市避難ナビ 検索



避難先をすぐに表示!



- ハザードマップ表示
- 避難所検索・ルート案内

ワンタッチで操作は簡単!



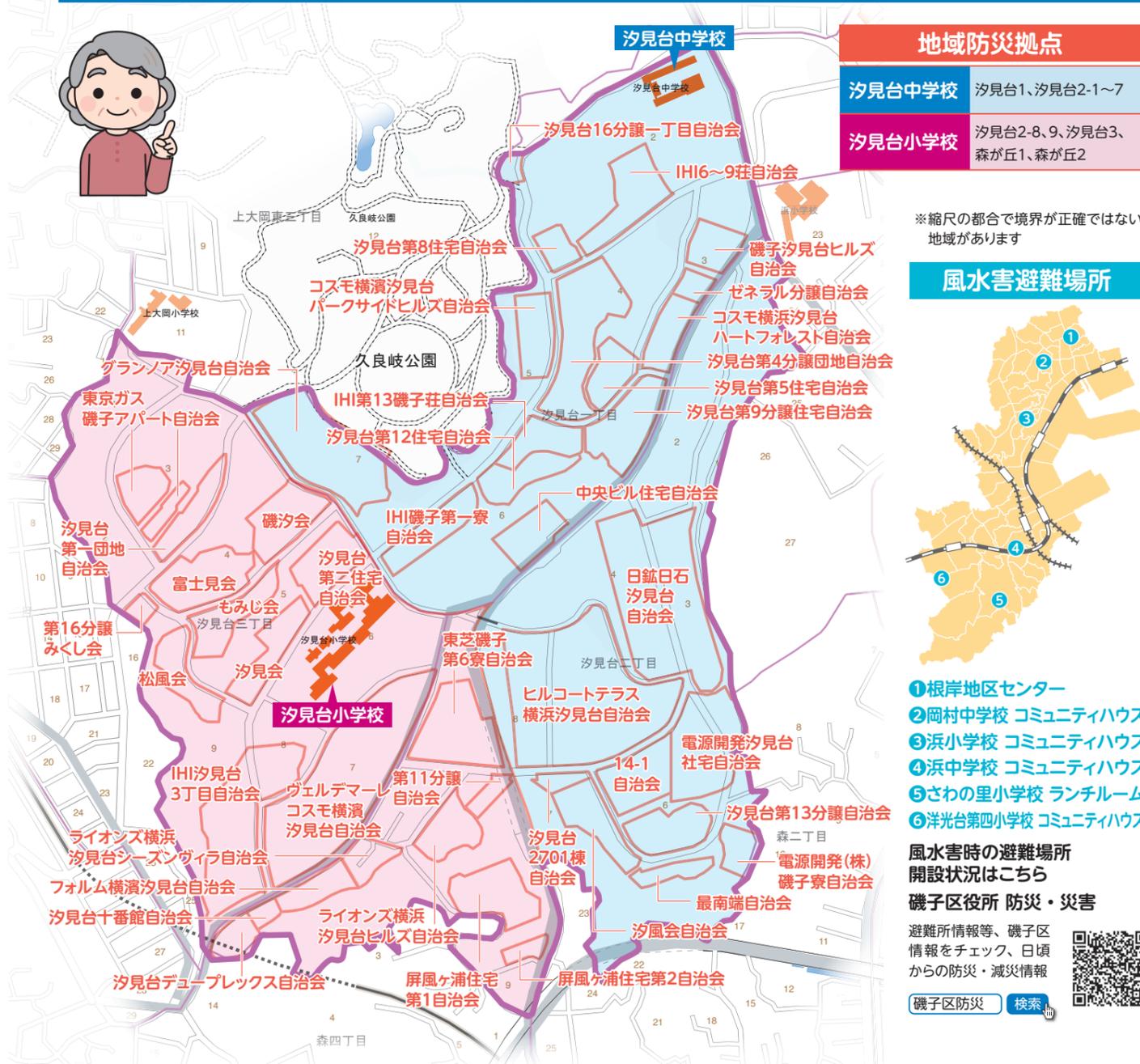
プッシュ通知で災害情報が届く!



大地震と風水害は避難場所が違います!

地震発生時	風水害時
地域防災拠点 指定された磯子区内 21 の小中学校 詳細は区ホームページを確認してください。 磯子区 地域防災拠点 検索	避難場所 磯子区内 6 か所の風水害避難場所 詳細は下記をご確認ください。 即時避難指示対象区域にお住まいの方は指定されている避難場所へ、その他の方は差し迫った危険が確認されない場合は在宅避難しましょう。
市内1か所でも震度5強以上を観測 磯子区が5強に満たなくても開設します。	開設条件 気象庁が横浜市南部に土砂災害警戒情報を発表 または、横浜市や磯子区が避難情報を発表
地域防災拠点運営委員会 拠点への避難所はもちろん、在宅避難者も含めて地域全体で開設・運営に協力します。	開設者 区役所職員 開設・運営は原則区役所職員が行います。被害状況により町内会館の開設など地域にご協力いただくことがあります。
あり 地震による倒壊や火災で自宅に住めなくなった方が一定期間避難生活を送るため、最低限の水や食料、生活用品などがあります。	物資 なし 切迫した災害の危険から一時的に逃れる避難場所のため、備蓄物資はありません。

汐見台自治会連合会





在宅避難できないときの避難行動を確認しましょう!

周辺に危険がなければ自宅で備えをすることによって在宅避難を行うことができます。しかし、災害時は何が起こるかわかりません。避難が必要になった時に備え、災害時の避難行動を確認しましょう。

1 地震発生時

危険がなければ

在宅避難

状況変化などで危険と判断したら

友人・知人宅

危険と判断したら

地域防災拠点

倒壊などで自宅で生活できない人たちが一時的に生活する避難所です。自宅の備蓄品などを持って行きましょう!



自宅のチェックポイント

- 自宅に倒壊(傾き)などの被害がない
- 隣家の倒壊・火災などの影響がない

地域防災拠点=避難するだけの場所 と思っていませんか?

避難所としての機能以外にも大地震時に大切な機能が備わっており、在宅避難者にとっても重要な拠点となります。

情報の受伝達拠点



行政から正確で信頼できる情報を地域住民へ受伝達が可能

- デジタル移動無線機により、緊急時も被害情報などの伝達が可能
- 災害時に想定されるフェイクニュースなどにだまされない

物資の集配拠点



全国から届けられる食料や水などの救援物資を分配する場所

- 在宅避難者も「避難者カード」を提出することで必要な救援物資の量が把握される
- 救援物資の仕分け、配布は在宅避難者も含めた地域住民で行う

避難所



家屋の倒壊や火災により自宅に住めない人の避難所

- 避難者も含めた地域住民が中心となって運営を行う

在宅避難の場合も「避難者カード」の提出を!

安否情報や、必要な救援物資の種類や量を把握するための大切な情報となります。



避難者カード 磯子区 検索

地域防災拠点の訓練に参加しよう!!



2 風水害時



自宅や自分のいる場所が土砂災害警戒区域や浸水想定区域に位置している

いいえ

屋内待機
情報収集しながら屋内で待機する

建物が頑丈、マンション居住

いいえ

水平避難
安全な場所に避難する
例: 知人宅や避難場所、ホテルなど

ハザードマップの最大浸水深などを考慮すると、垂直避難で安全が確保できる

はい

垂直避難
頑丈な建物の2階以上に避難する



日頃から、また災害が発生したら下記を確認!!

ホームページ

横浜市防災情報ポータル 災害情報はこちら
避難指示の状況や避難所の開設状況を掲載しています。

横浜市防災情報ポータル 検索



アプリ(横浜市避難ナビ)

避難所検索、災害時の避難情報受信などができます。

横浜市避難ナビ 検索



避難先をすぐに表示!



- ハザードマップ表示
- 避難所検索・ルート案内

ワンタッチで操作は簡単!



プッシュ通知で災害情報が届く!



大地震と風水害は避難場所が違います!

地震発生時	風水害時
地域防災拠点 指定された磯子区内 21 の小中学校 詳細は区ホームページを確認してください。 磯子区 地域防災拠点 検索	避難場所 磯子区内 6 か所の風水害避難場所 詳細は下記をご確認ください。 即時避難指示対象区域にお住まいの方は指定されている避難場所へ、その他の方は差し迫った危険が確認されない場合は在宅避難しましょう。
市内1か所でも震度5強以上を観測 磯子区が5強に満たなくても開設します。	開設条件 気象庁が横浜市南部に土砂災害警戒情報を発表 または、横浜市や磯子区が避難情報を発表
地域防災拠点運営委員会 拠点への避難所はもちろん、在宅避難者も含めて地域全体で開設・運営に協力します。	開設者 区役所職員 開設・運営は原則区役所職員が行います。被害状況により町内会館の開設など地域にご協力いただくことがあります。
あり 地震による倒壊や火災で自宅に住めなくなった方が一定期間避難生活を送るため、最低限の水や食料、生活用品などがあります。	物資 なし 切迫した災害の危険から一時的に逃れる避難場所のため、備蓄物資はありません。

屏風ヶ浦地区連合

地域防災拠点	
汐見台小学校 汐見台2(8、9)、汐見台3、森が丘1、森が丘2	屏風ヶ浦小学校 新中原町、中原1、中原3-1~11、16~21、森3(1-19、3-17、3-28を除く)、森6-17の一部
森東小学校 磯子3-6の一部、新森町、森1、森2、森3(1-19、3-17、3-28を除く)	杉田小学校 栗木1-7~10、11の一部、12の一部、新杉田町(7の一部を除く)、杉田1、杉田2-7の一部、8の一部、9、10の一部、11、12の一部、13の一部、中原2、中原4
森中学校 中原3-12~15、19の一部、森4、森5、森6(17の一部を除く)、汐見台2-10、11	

風水害避難場所



- 1 根岸地区センター
- 2 岡村中学校 コミュニティハウス
- 3 浜小学校 コミュニティハウス
- 4 浜中学校 コミュニティハウス
- 5 さわの里小学校 ランチルーム
- 6 洋光台第四小学校 コミュニティハウス

風水害時の避難場所開設状況はこちら

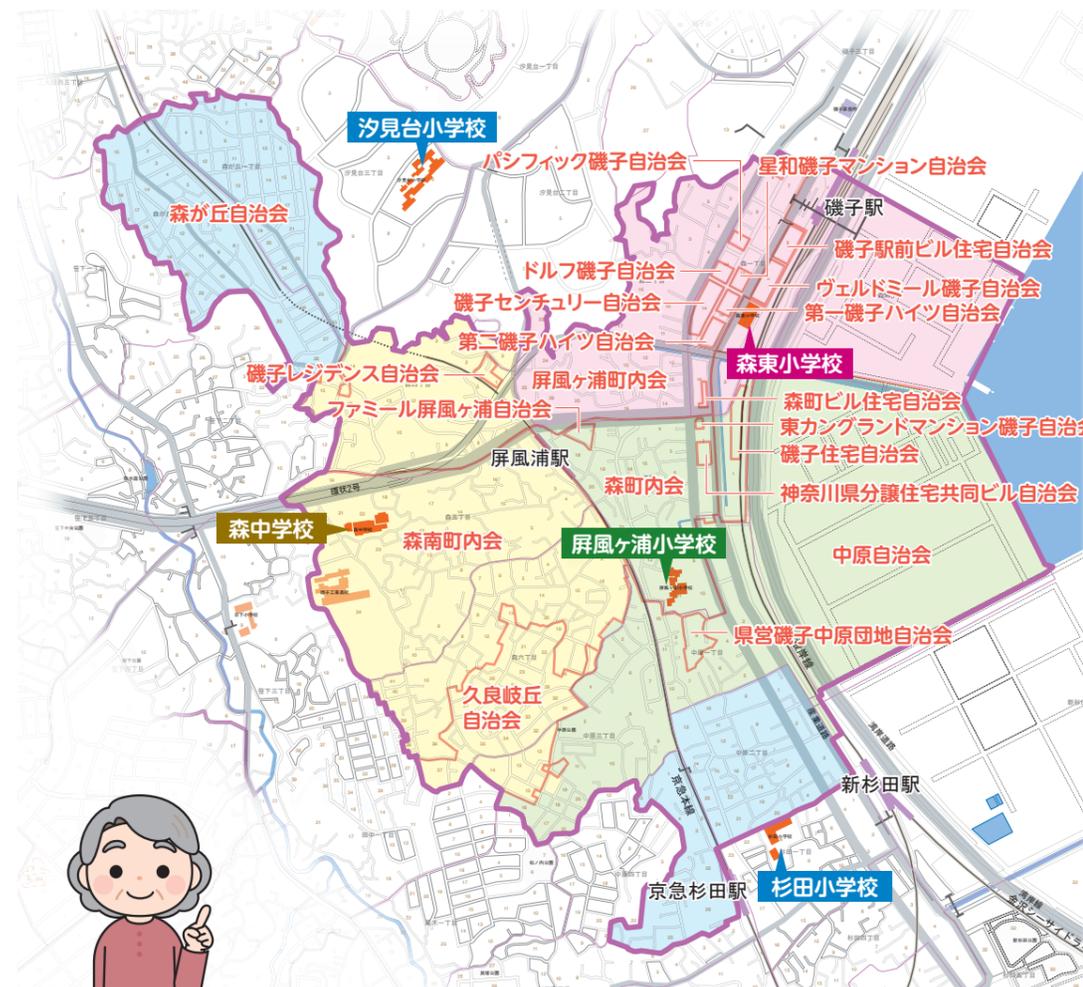
磯子区役所 防災・災害

避難所情報等、磯子区情報をチェック、日頃からの防災・減災情報

磯子区防災 検索



※縮尺の都合で境界が正確ではない地域があります





在宅避難できないときの避難行動を確認しましょう!

周辺に危険がなければ自宅で備えをすることによって在宅避難を行うことができます。しかし、災害時は何が起こるかわかりません。避難が必要になった時に備え、災害時の避難行動を確認しましょう。

1 地震発生時

危険がなければ

在宅避難

状況変化などで危険と判断したら

友人・知人宅

危険と判断したら

地域防災拠点

倒壊などで自宅で生活できない人たちが一時的に生活する避難所です。自宅の備蓄品などを持って行きましょう!



自宅のチェックポイント

- 自宅に倒壊(傾き)などの被害がない
- 隣家の倒壊・火災などの影響がない

地域防災拠点=避難するだけの場所 と思っていませんか?

避難所としての機能以外にも大地震時に大切な機能が備わっており、在宅避難者にとっても重要な拠点となります。

情報の受伝達拠点



行政から正確で信頼できる情報を地域住民へ受伝達が可能

- デジタル移動無線機により、緊急時も被害情報などの伝達が可能
- 災害時に想定されるフェイクニュースなどにだまされない

物資の集配拠点



全国から届けられる食料や水などの救援物資を分配する場所

- 在宅避難者も「避難者カード」を提出することで必要な救援物資の量が把握される
- 救援物資の仕分け、配布は在宅避難者も含めた地域住民で行う

避難所



家屋の倒壊や火災により自宅に住めない人の避難所

- 避難者も含めた地域住民が中心となって運営を行う

在宅避難の場合も「避難者カード」の提出を!

安否情報や、必要な救援物資の種類や量を把握するための大切な情報となります。



避難者カード 磯子区 検索

地域防災拠点の訓練に参加しよう!!



2 風水害時



自宅や自分のいる場所が土砂災害警戒区域や浸水想定区域に位置している

いいえ

屋内待機
情報収集しながら屋内で待機する

はい

建物が頑丈、マンション居住

いいえ

水平避難
安全な場所に避難する
例: 知人宅や避難場所、ホテルなど

いいえ

はい

ハザードマップの最大浸水深などを考慮すると、垂直避難で安全が確保できる

はい

垂直避難
頑丈な建物の2階以上に避難する



日頃から、また災害が発生したら下記を確認!!

ホームページ

横浜市防災情報ポータル 災害情報はこちら
避難指示の状況や避難所の開設状況を掲載しています。

横浜市防災情報ポータル 検索



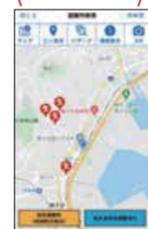
アプリ(横浜市避難ナビ)

避難所検索、災害時の避難情報受信などができます。

横浜市避難ナビ 検索



避難先をすぐに表示!



- ハザードマップ表示
- 避難所検索・ルート案内

ワンタッチで操作は簡単!



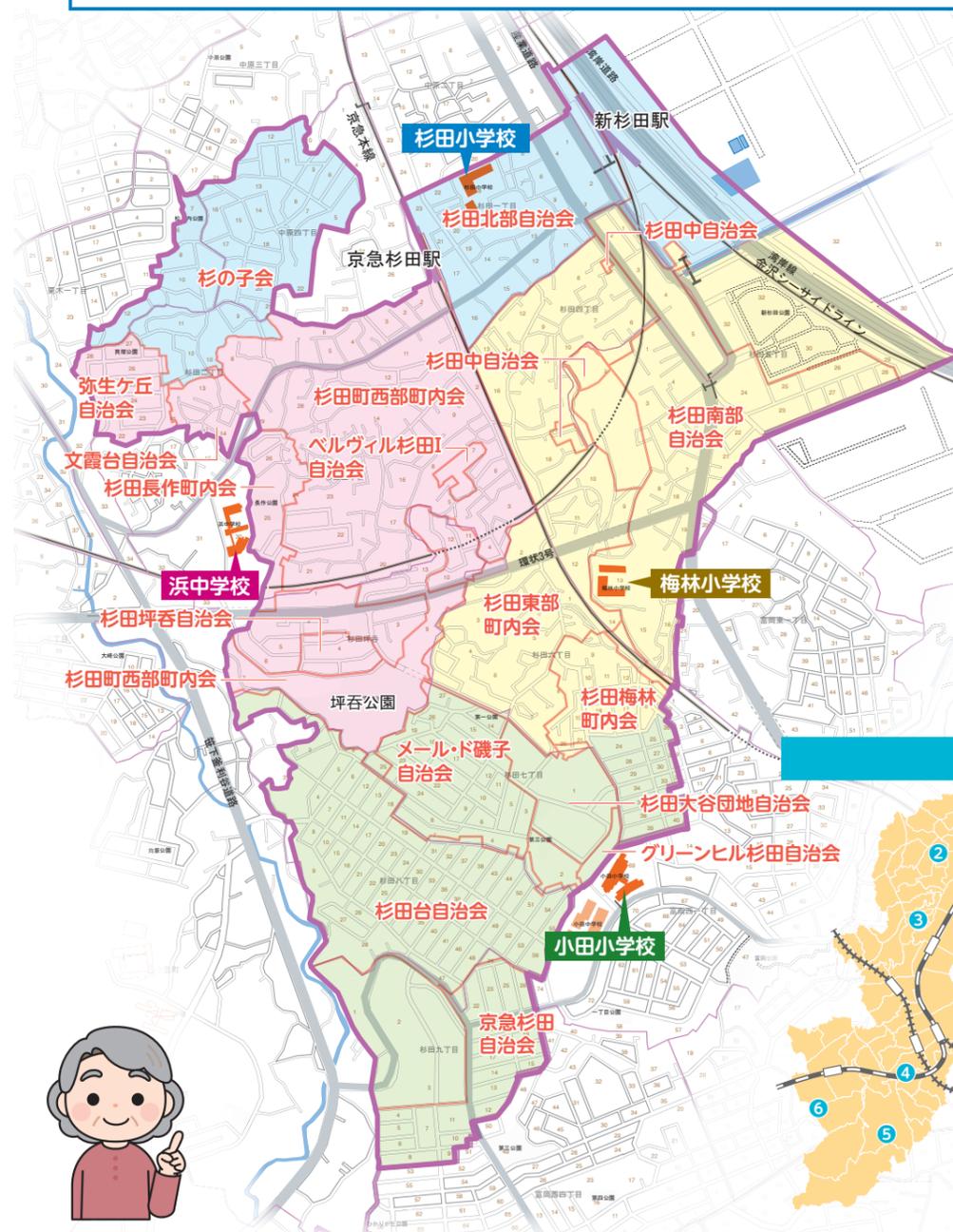
プッシュ通知で災害情報が届く!



大地震と風水害は避難場所が違います!

地震発生時	風水害時
地域防災拠点 指定された磯子区内 21 の小中学校 詳細は区ホームページを確認してください。 磯子区 地域防災拠点 検索	避難場所 磯子区内 6 か所の風水害避難場所 詳細は下記をご確認ください。 即時避難指示対象区域にお住まいの方は指定されている避難場所へ、その他の方は差し迫った危険が確認されない場合は在宅避難しましょう。
市内1か所でも震度5強以上を観測 磯子区が5強に満たなくても開設します。	開設条件 気象庁が横浜市南部に土砂災害警戒情報を発表 または、横浜市や磯子区が避難情報を発表
地域防災拠点運営委員会 拠点への避難所はもちろん、在宅避難者も含めて地域全体で開設・運営に協力します。	開設者 区役所職員 開設・運営は原則区役所職員が行います。被害状況により町内会館の開設など地域にご協力いただくことがあります。
あり 地震による倒壊や火災で自宅に住めなくなった方が一定期間避難生活を送るため、最低限の水や食料、生活用品などがあります。	物資 なし 切迫した災害の危険から一時的に逃れる避難場所のため、備蓄物資はありません。

杉田地区連合



地域防災拠点

杉田小学校	栗木1-7~10、11の一部、12の一部、新杉田町(7の一部を除く)、杉田1、杉田2-7の一部、8の一部、9、10の一部、11、12の一部、13の一部、中原2、中原4
浜中学校	栗木1-1~6、11の一部、12の一部、13~18、19の一部、23の一部、34の一部、杉田2-1~6、7の一部、8の一部、10の一部、12の一部、13の一部、14~29、杉田3、杉田坪呑、田中1-1~10、11の一部
梅林小学校	杉田4、杉田5、杉田6-1~23、新杉田町7の一部
小田小学校	杉田6-24~40、杉田7、杉田8(1、9の一部を除く)、杉田9(1、3を除く)

※縮尺の都合で境界が正確ではない地域があります

風水害避難場所

- 1 根岸地区センター
- 2 岡村中学校 コミュニティハウス
- 3 浜中学校 コミュニティハウス
- 4 浜中学校 コミュニティハウス
- 5 さわの里小学校 ランチルーム
- 6 洋光台第四小学校 コミュニティハウス

風水害時の避難場所開設状況はこちら

磯子区役所 防災・災害

避難所情報等、磯子区情報をチェック、日頃からの防災・減災情報

磯子区防災 検索





在宅避難できないときの避難行動を確認しましょう!

周辺に危険がなければ自宅で備えをすることによって在宅避難を行うことができます。しかし、災害時は何が起こるかわかりません。避難が必要になった時に備え、災害時の避難行動を確認しましょう。

1 地震発生時

危険がなければ

在宅避難

状況変化などで危険と判断したら

友人・知人宅

危険と判断したら

地域防災拠点

倒壊などで自宅で生活できない人たちが一時的に生活する避難所です。自宅の備蓄品などを持って行きましょう!



自宅のチェックポイント

- 自宅に倒壊(傾き)などの被害がない
- 隣家の倒壊・火災などの影響がない

地域防災拠点=避難するだけの場所 と思っていませんか?

避難所としての機能以外にも大地震時に大切な機能が備わっており、在宅避難者にとっても重要な拠点となります。

情報の受伝達拠点



行政から正確で信頼できる情報を地域住民へ受伝達が可能

- デジタル移動無線機により、緊急時も被害情報などの伝達が可能
- 災害時に想定されるフェイクニュースなどにだまされない

物資の集配拠点



全国から届けられる食料や水などの救援物資を分配する場所

- 在宅避難者も「避難者カード」を提出することで必要な救援物資の量が把握される
- 救援物資の仕分け、配布は在宅避難者も含めた地域住民で行う

避難所



家屋の倒壊や火災により自宅に住めない人の避難所

- 避難者も含めた地域住民が中心となって運営を行う

在宅避難の場合も「避難者カード」の提出を!

安否情報や、必要な救援物資の種類や量を把握するための大切な情報となります。



避難者カード 磯子区 検索

地域防災拠点の訓練に参加しよう!!



2 風水害時



自宅や自分のいる場所が土砂災害警戒区域や浸水想定区域に位置している

いいえ

屋内待機
情報収集しながら屋内で待機する

建物が頑丈、マンション居住

いいえ

水平避難
安全な場所に避難する
例: 知人宅や避難場所、ホテルなど

ハザードマップの最大浸水深などを考慮すると、垂直避難で安全が確保できる

はい

垂直避難
頑丈な建物の2階以上に避難する



日頃から、また災害が発生したら下記を確認!!

ホームページ

横浜市防災情報ポータル 災害情報はこちら
避難指示の状況や避難所の開設状況を掲載しています。

横浜市防災情報ポータル 検索



アプリ(横浜市避難ナビ)

避難所検索、災害時の避難情報受信などができます。

横浜市避難ナビ 検索



避難先をすぐに表示!



- ハザードマップ表示
- 避難所検索・ルート案内

ワンタッチで操作は簡単!



プッシュ通知で災害情報が届く!

大地震と風水害は避難場所が違います!

地震発生時	風水害時
地域防災拠点 指定された磯子区内 21 の小中学校 詳細は区ホームページを確認してください。 磯子区 地域防災拠点 検索	避難場所 磯子区内 6 か所の風水害避難場所 詳細は下記をご確認ください。 即時避難指示対象区域にお住まいの方は指定されている避難場所へ、その他の方は差し迫った危険が確認されない場合は在宅避難しましょう。
市内1か所でも震度5強以上を観測 磯子区が5強に満たなくても開設します。	開設条件 気象庁が横浜市南部に土砂災害警戒情報を発表 または、横浜市や磯子区が避難情報を発表
地域防災拠点運営委員会 拠点への避難所はもちろん、在宅避難者も含めて地域全体で開設・運営に協力します。	開設者 区役所職員 開設・運営は原則区役所職員が行います。被害状況により町内会館の開設など地域にご協力いただくことがあります。
あり 地震による倒壊や火災で自宅に住めなくなった方が一定期間避難生活を送るため、最低限の水や食料、生活用品などがあります。	物資 なし 切迫した災害の危険から一時的に逃れる避難場所のため、備蓄物資はありません。

上笹下連合

地域防災拠点	
洋光台第一小学校	栗木1-19の一部、20、21、22の一部、23の一部、25の一部、田中1-11の一部、12~26、田中2-1~24、洋光台1、洋光台2-1、洋光台3、洋光台4-1
洋光台第二小学校	栗木1-22の一部、23の一部、24、25の一部、26~33、34の一部、栗木2、栗木3-1~8、34の一部、35、田中2-25、洋光台4(1を除く)
浜中学校	栗木1-1~6、11の一部、12の一部、13~18、19の一部、23の一部、34の一部、杉田2-1~6、7の一部、8の一部、10の一部、12の一部、13の一部、14~29、杉田3、杉田坪呑、田中1-1~10、11の一部
洋光台第四小学校	峰町、洋光台5-4、5、6、洋光台6
さわの里小学校	上中里町、栗木3-9~33、34の一部、杉田8-1、9の一部、杉田9-1、3、氷取沢町

※縮尺の都合で境界が正確ではない地域があります

風水害避難場所	
1	根岸地区センター
2	岡村中学校 コミュニティハウス
3	浜小学校 コミュニティハウス
4	浜中学校 コミュニティハウス
5	さわの里小学校 ランチルーム
6	洋光台第四小学校 コミュニティハウス

風水害時の避難場所開設状況はこちら
磯子区役所 防災・災害
避難所情報等、磯子区情報をチェック、日頃からの防災・減災情報
磯子区防災 検索



在宅避難できないときの避難行動を確認しましょう!

周辺に危険がなければ自宅で備えをすることによって在宅避難を行うことができます。しかし、災害時は何が起こるかわかりません。避難が必要になった時に備え、災害時の避難行動を確認しましょう。

1 地震発生時

危険がなければ

在宅避難

状況変化などで危険と判断したら

友人・知人宅

危険と判断したら

地域防災拠点

倒壊などで自宅で生活できない人たちが一時的に生活する避難所です。自宅の備蓄品などを持って行きましょう!



自宅のチェックポイント

- 自宅に倒壊(傾き)などの被害がない
- 隣家の倒壊・火災などの影響がない

地域防災拠点=避難するだけの場所 と思っていませんか?

避難所としての機能以外にも大地震時に大切な機能が備わっており、在宅避難者にとっても重要な拠点となります。

情報の受伝達拠点



行政から正確で信頼できる情報を地域住民へ受伝達が可能

- デジタル移動無線機により、緊急時も被害情報などの伝達が可能
- 災害時に想定されるフェイクニュースなどにだまされない

物資の集配拠点



全国から届けられる食料や水などの救援物資を分配する場所

- 在宅避難者も「避難者カード」を提出することで必要な救援物資の量が把握される
- 救援物資の仕分け、配布は在宅避難者も含めた地域住民で行う

避難所



家屋の倒壊や火災により自宅に住めない人の避難所

- 避難者も含めた地域住民が中心となって運営を行う

在宅避難の場合も「避難者カード」の提出を!

安否情報や、必要な救援物資の種類や量を把握するための大切な情報となります。



避難者カード 磯子区 検索

地域防災拠点の訓練に参加しよう!!



2 風水害時



自宅や自分のいる場所が土砂災害警戒区域や浸水想定区域に位置している

はい

建物が頑丈、マンション居住

はい

ハザードマップの最大浸水深などを考慮すると、垂直避難で安全が確保できる

いいえ

いいえ

いいえ

はい

避難行動

屋内待機
情報収集しながら屋内で待機する

水平避難
安全な場所に避難する
例: 知人宅や避難場所、ホテルなど

垂直避難
頑丈な建物の2階以上に避難する



日頃から、また災害が発生したら下記を確認!!

ホームページ

横浜市防災情報ポータル 災害情報はこちら
避難指示の状況や避難所の開設状況を掲載しています。

横浜市防災情報ポータル 検索



アプリ(横浜市避難ナビ)

避難所検索、災害時の避難情報受信などができます。

横浜市避難ナビ 検索



避難先をすぐに表示!



- ハザードマップ表示
- 避難所検索・ルート案内

ワンタッチで操作は簡単!



プッシュ通知で災害情報が届く!



大地震と風水害は避難場所が違います!

地震発生時	風水害時
地域防災拠点 指定された磯子区内 21 の小中学校 詳細は区ホームページを確認してください。 磯子区 地域防災拠点 検索	避難場所 磯子区内 6 か所の風水害避難場所 詳細は下記をご確認ください。 即時避難指示対象区域にお住まいの方は指定されている避難場所へ、その他の方は差し迫った危険が確認されない場合は在宅避難しましょう。
市内1か所でも震度5強以上を観測 磯子区が5強に満たなくても開設します。	開設条件 気象庁が横浜市南部に土砂災害警戒情報を発表 または、横浜市や磯子区が避難情報を発表
地域防災拠点運営委員会 拠点への避難所はもちろん、在宅避難者も含めて地域全体で開設・運営に協力します。	開設者 区役所職員 開設・運営は原則区役所職員が行います。被害状況により町内会館の開設など地域にご協力いただくことがあります。
あり 地震による倒壊や火災で自宅に住めなくなった方が一定期間避難生活を送るため、最低限の水や食料、生活用品などがあります。	物資 なし 切迫した災害の危険から一時的に逃れる避難場所のため、備蓄物資はありません。

洋光台連合

地域防災拠点	
洋光台第一小学校	栗木1-19の一部、20、21、22の一部、23の一部、25の一部、田中1-11の一部、12~26、田中2-1~24、洋光台1、洋光台2-1、洋光台3、洋光台4-1
洋光台第二小学校	栗木1-22の一部、23の一部、24、25の一部、26~33、34の一部、栗木2、栗木3-1~8、34の一部、35、田中2-25、洋光台4(1を除く)
洋光台第三小学校	洋光台2(1を除く)、洋光台5-1~3、7~21
洋光台第四小学校	峰町、洋光台5-4、5、6、洋光台6

※縮尺の都合で境界が正確ではない地域があります

風水害避難場所	
1	根岸地区センター
2	岡村中学校 コミュニティハウス
3	浜小学校 コミュニティハウス
4	浜中学校 コミュニティハウス
5	さわの里小学校 ランチルーム
6	洋光台第四小学校 コミュニティハウス

風水害時の避難場所開設状況はこちら
磯子区役所 防災・災害
避難所情報等、磯子区情報をチェック、日頃からの防災・減災情報
磯子区防災 検索

磯子区連合町内会長会資料
令和6年 7月17日
磯子区区政推進課

自治会町内会長 様

磯子区区政推進課長

「広報よこはま」等の配布謝金支払に係る書類提出について（依頼）

盛夏の候、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

日ごろから「広報よこはま」、「県のたより」及び「ヨコハマ議会だより」の配布にご協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、令和6年度上半期分の広報配布謝金の支払いのため、下記書類のご提出をお願いいたします。

なお、提出書類及び詳細につきましては、8月末ごろに自治会・町内会長様宛に個別に郵送させていただきます。

1 提出書類

9月号（8月末に配送）の配布完了後に、次の書類をご返送ください。

- (1) 「広報よこはま等 配布報告書」
- (2) 「口座振替依頼書」

2 提出期限

令和6年9月13日（金）

3 配布謝金

支払金額は、次の1部当たりの単価に配布部数を乗じた金額になります。

- | | | |
|---------------|----|----------|
| (1) 広報よこはま | 9円 | (4月～9月) |
| (2) 県のたより | 8円 | (4月～9月) |
| (3) ヨコハマ議会だより | 4円 | (5月及び8月) |

連絡先：磯子区区政推進課 青木、小林、鈴木

電話：750-2335

FAX：750-2532

E-mail：is-kusei@city.yokohama.jp

いそご地域づくり塾とは

少子高齢化や人口減少が進む中で、地域における課題は多様化、複雑化しています。こうした状況の中で、地域の実情に応じて課題の解決や地域づくりをすすめていくには、自治会・町内会をはじめとする地域で活動する様々な団体や人々、NPO 法人や企業などが連携して取り組むことが重要です。こうした取り組みを進めるために、専門家による講義や先進事例の見学・ワークショップ等での学び合いを通じて課題解決の手法や魅力づくりを進める力を養うための場が「いそご地域づくり塾」です。



昨年度受講生の声



『“地域活動”は地域の方達の孤独をなくすことに繋がる』ことを講座で学び、地域活動への想いが深まりました。いそご地域づくり塾で出会えた優しい仲間を支えられ、発達障害が気かりなお子さんを子育てされている方を対象とした憩いの場所作り『花カフェ』をスタートすることが出来ました。

有賀千祐さん

コーディネーター

NPO 法人夢・コミュニティ・ネットワーク

「仲間づくり」をキーワードにだれもがいきいきと暮らせる社会をめざし、地域の人と共に、まちづくりの事業に取り組んでいます。コーディネーターとしての経験や市民活動の実践から得た情報をもとに、中間支援機関としてそれぞれの活動ややりたいこと・夢に寄り添い応援することで、地域の元気につながっています。



坂本寿子

時任和子



申込・問合せ

いそご区民活動支援センター

TEL 045-754-2390

FAX 045-759-4116

地域で活動したい方へ
必要なスキル(ヒントやコツ)を楽しく学べる講座です!!

受講生
募集

いそご地域づくり塾

地域活動
入門講座

2024

3つの力をつけよう!

地域活動に活かせる「コミュニケーション」「ファシリテーション」「思いを伝えるプレゼンテーション」の3つの力を、グループワークを通して身につける講座です。



募集要項

磯子区民で同区内での地域活動に関心のある方、はじめてみたい方・全回参加できる方優先

定員 **20**名 参加費 **無料**

【開催日】①10/4(金) ②10/11(金) ③10/25(金) ④11/10(日) ⑤11/29(金)

【時間】10:00~12:15 (11/10のみ9:00~16:00)

保育あり お子さんと一緒に通えます

【会場】磯子区役所、磯子区福祉保健活動拠点(磯子センター4階)

申込方法

窓口、電話、FAX、メール、郵送のほか、右のQRコードからも申し込めます。
お申込みの際は ①お名前 ②年代 ③ご住所 ④電話番号 ⑤メールアドレス
⑥この講座をどこで知ったか ⑦保育希望の方は人数と年齢を必ずご記入ください。



申し込みフォーム

申込×切

申込・問合せ **いそご区民活動支援センター**

令和6年9月13日(金)

TEL 045-754-2390 is-shienc@city.yokohama.jp

FAX 045-759-4116 〒235-0016 磯子区磯子 3-5-1 磯子区役所 7階

主催：磯子区役所 / 磯子区社会福祉協議会 / NPO 法人夢・コミュニティ・ネットワーク

開館日：祝日・年末年始を除く 開館時間：10:00~17:00



いそご地域づくり塾 2024

本講座では、学び合い・仲間づくり・イベント体験を通して、地域で活動するきっかけを得るとともに“地域活動の楽しさ”を実感できます。また、講座修了後のフォロー体制が充実しているのも特徴です。丁寧に寄り添い、それぞれの活動を継続的に応援してもらえるので、安心して活動をスタートできます。

全5回講座の流れ

第1回 10/4 金
10:00~12:15



磯子区役所 7階会議室

地域の元気と仲間づくり

コミュニケーション

- ▶ オリエンテーション
- ▶ 地域で活動するときに知っておきたいこと
- ▶ 地域で役立つコミュニケーションのヒント

はじめましてこんにちは！自己紹介をしながら楽しく仲間づくりをします。地域で活動するときに知っておきたい基本的なことを学びます。

第2回 10/11 金
10:00~12:15



磯子区福祉保健活動拠点多目的研修室

地域で活動する楽しさを知る

ネットワーク

- ▶ 実践者から学ぶ
- ▶ 地域ケアプラザの活動事例
- ▶ 自分の暮らす「まち」の魅力再発見

磯子区内で活動する方から活動の様子を聞き、はじめたきっかけや工夫を学びます。自分の暮らすまちを知り、魅力を伝え合います。

第3回 10/25 金
10:00~12:15



磯子区福祉保健活動拠点多目的研修室

仲間と活動するためのヒント

ファシリテーション

- ▶ ファシリテーションの基本を学ぶ
- ▶ イベントの計画の立て方

イベント実施に向けて仲間と楽しく準備をします。ファシリテーションの基本を学び、実践します。

交流ウィーク

イベント実施に向けた主体的な準備・活動の期間

相談ウィーク

ステップアップシート作成にあたり、相談を受けられる期間

第4回 11/10 日
9:00~16:00



磯子区役所駐車場

活動の楽しさを知ろう

いそごこどもまつり 2024 出店 (予定)

実践体験

- ▶ イベントの実践体験
- ▶ これからやってみたいことをイメージする

イベントを通じて活動の楽しさや社会の中で役に立つ喜びを体感します。まずは一緒にやってみよう！

第5回 11/29 金
10:00~12:15



磯子区役所 7階会議室

それぞれのやりたいことを

思いを伝えるプレゼンテーション

- ▶ アクション宣言、学んだことを明日へつなげる
- ▶ 交流会 ▶ 修了式

地域施設との連携や助成金など、継続するためのヒントや情報提供もあります。

体験場所など(予定)

地域ケアプラザ、子ども食堂、子育て支援施設、グリーンサポーター、IT活動、NPOの活動現場など

チャレンジ体験！

さあ、はじめよう自分らしい一歩・実践へ！

第3回の講座終了後から、あらかじめ指定された区内活動団体や施設等で、ボランティア体験や見学、相談が受けられます(希望者)

- 受講後、これまでの「いそご地域づくり塾」受講生と交流をはかる近況報告会を予定(希望者、1月~2月予定)。
- 講座修了後も継続して磯子区社会福祉協議会、夢コネクト、いそご区民活動支援センター、区内地域ケアプラザが受講生の活動開始に向けてのサポートをします。

令和6年7月17日

自治会町内会長 様

磯子区地域振興課長

地域防犯活動物品の提供について（お知らせ）

日頃から、地域防犯活動を実施していただき、感謝申し上げます。

磯子区では、地域防犯活動の支援策として、従来から、のぼり旗などの防犯活動物品を提供しております。古くなった物品の交換などのご要望についても対応させていただきますので、区役所地域振興課までお申し出ください。

1 提供物品（裏面に写真あり）

品目		提供数の上限
のぼり旗	「防犯パトロール実施中」	各 10 枚 (計 20 枚)
	「不審者ちかんに注意」	
	「あいさつ運動」(在庫限り)	
	「特殊詐欺に注意」	
	「空き巣に注意」(新)	
	「車上荒らし多発」(新)	
のぼり旗用ポール ※部品(横棒、キャップ)のみも用意しています。		10 本
ピントエース(のぼり旗の巻き上がり防止器具)		10 個
腕章		10 枚
合図灯(大・小)		10 本
ホイッスル		10 個
帽子		10 個
ベスト		10 枚
ステッカー		50 枚

※予算や在庫の都合上、より多くの団体のご要望にお応えするため、提供数に上限を設けさせていただいています。

2 受け取り方法

磯子区役所地域振興課(6階61番窓口)にてお渡しします。

(在庫確認や準備のため、事前にご連絡をいただきますようご協力をお願いします。)

連絡先：磯子区地域振興課(防犯担当) 深野、山本

電話：750-2396

FAX：750-2534

E-mail: is-bouhan@city.yokohama.jp

○提供物品（写真）

【のぼり旗（6種類）】



【ピントエース】



【腕章】



【合図灯 大・小】



【ホイッスル】



【帽子】



【ベスト】



【ステッカー】



「磯子区安全・安心メール (isogo-safety)」のご案内

磯子区では、磯子警察署と連携し、区内で発生した特殊詐欺や空き巣、ひったくりなどの犯罪発生情報やその他防犯に関する情報を携帯電話・パソコンにメールで配信しています！

<登録方法>

以下の二次元バーコードにアクセスいただき「読者登録」より、メールアドレスを登録してください。



登録はこちら

※Web ページからも直接登録できます。

磯子区 安全・安心メール 検索

磯子区連合町内会会長会資料
令和6年7月17日

自治会町内会会長 様

神奈川県共同募金会磯子区支会
支会長 須田 幸雄

共同募金だよりの全戸配布について（依頼）

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃から、地域福祉の推進にご尽力いただき厚く御礼申し上げます。

さて、例年共同募金運動が実施されるのに先立ち、9月に各自治会・町内会のご協力を得て「共同募金だより（9月発行）」の全戸配布を実施頂いております。

つきましては、ご多用中誠に恐縮に存じますが、本年度も「共同募金だより」の全戸配布をよろしくお願い申し上げます。

また、配布手数料として1部につき2円を、令和7年2月頃に振り込ませていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

なお、ご参考までに昨年度の『共同募金 2023 磯子だより』を添付いたします。

【担当】磯子区社会福祉協議会内 古市
電話 751-0739
FAX 751-8608
E-mail: info@isoshakyo.com



共同募金 2023 地域版

磯子だより

神奈川県共同募金会
横浜市磯子区支会

〒235-0016
横浜市磯子区磯子3-1-41
磯子センター5階
横浜市磯子区社会福祉協議会内
TEL:045-751-0739
FAX:045-751-8608

昨年、皆さまからお寄せいただいた寄付金です。

令和4年度寄付金総額 **17,742,689円**

赤い羽根募金…10,795,592円 年末たすけあい募金…6,947,097円



温かいご支援ありがとうございました。

寄付金は下記のとおり配分され、地域福祉活動に役立てられました。



赤い羽根募金のつかいみち

配分総額 **10,795,592円**

○区内の在宅福祉サービス実施団体へ(7団体)

1,300,000円

<家事援助>在宅福祉グループ「磯子ねこの手」、汐見台福祉コミュニティホームサービス部会、みのりサポート

<配食>根岸地区「愛のお弁当」、滝頭・岡村地区「愛のお弁当」、ふれあいランチ<送迎>らら・むーぶ磯子

○社会福祉協議会の事業費へ **4,988,927円**

○県内の社会福祉施設・団体へ **4,506,665円**

年末たすけあい募金の使いみち

配分総額 **6,947,097円**

○支え合い活動広報 **403,489円**

○地区社会福祉協議会へ **351,000円**

○社会福祉協議会へ **6,192,608円**

社会福祉協議会では共同募金配分金を次のような事業で活用しています。

- ・地区社会福祉協議会への支援
- ・地域福祉活動団体等への助成
(磯子区ふれあい助成金・団体助成金、いそごサロン事業助成金)
- ・学齢障害児余暇支援事業の開催、連絡会の運営
- ・ホームページ運営
(URL <https://www.isoshakyo.com/>)
- ・福祉情報紙「福祉いそご」の発行
- ・社会福祉大会の開催
- ・その他地域福祉推進のための事業費



共同募金PR大使
野毛山動物園の
チンパンジー「コウタロウ」



皆さまよりいただいた募金の一部が、磯子区在住の障がい児・者と磯子地区内の一人暮らし高齢者を対象とした支援活動「磯子地区ふれあい運動会」で活用されました!

寄付金が
配分される
まで



民間福祉団体からの配分申請を受け付けます。

4月中旬～6月末



募金期間中、各方面へ使途計画を公表して、寄付金を募集します。

10月1日～12月末



配分委員会で配分申請事業の内容を審査し、委員18名が分担して施設の実地調査も行います。

11月～翌年2月末



地域の代表・各界の代表で構成されている理事会・評議員会で配分を決定します。

翌年3月中旬



配分決定を受けた福祉団体によるさまざまな福祉活動が展開されます。

翌年4月～

10月1日から赤い羽根共同募金が始まります。
今年も皆さまのご協力をお願いいたします。

令和5年度共同募金運動の全国共通テーマは「つながりをたやさない社会づくり」です。

令和2年から続いたウイルス感染下による人々の行動制限も徐々に解除され、本年5月、感染症法上の分類が緩和されたことで、社会・経済活動が感染前の状況に戻り始めています。

そんな中、生活に困窮される方々や社会的に孤立している方々、さらにはウクライナから県内に避難されている方々をはじめ、毎年、記録的な大雨等による大規模災害により避難生活を余儀なくされる方々など、いまだ多くの方々への支援が一層求められています。

ことしの共同募金運動は、引き続き「つながりをたやさない社会づくり」を全国共通テーマに掲げて、緊急的な対応が求められている社会的課題への支援事業や災害支援事業とともに、引き続き、神奈川県内の地域福祉活動を推進してまいります。



©YDB



©1992 Y.MARINOS

★横浜DeNAベイスターズ
★横浜F・マリノス
ともに赤い羽根共同募金を応援しています!

Q 共同募金ってなに?

共同募金は、民間が行う寄付金募集として、毎年、厚生労働大臣の告示により実施する「たすけあい」の運動です。

昭和22年、戦後復興の一助となることを目的として始まった共同募金は、現在では、皆さまがお住まいの地域の中でさまざまな福祉活動に役立てられています。

皆さまの善意を適正に取り扱うために、募金の使いみちなどが「社会福祉法」で定められています。



Q 募金なのに、どうして目標額があるの?

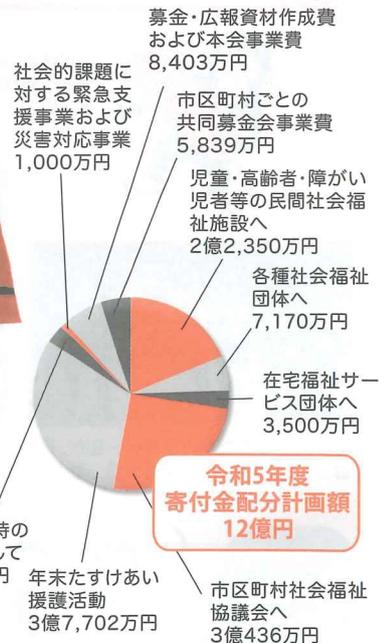
地域福祉を進めるために、活動資金をあらかじめ把握して、計画的に募金を行うことが「社会福祉法」で定められています。

募金は任意ですが、地域福祉を資金面で支えていくためにご協力をお願いします。

Q 共同募金って何に使われるの?

募金の7割は、あなたの町の高齢者や障がい者の家事援助や配食・会食サービス、子育て支援などの草の根的ボランティア活動などに役立てられています。

募金の3割は、児童養護施設の遊具や障がい者施設の福祉車両の整備などへの支援をはじめ、ウイルス影響下での緊急支援活動や国内大規模災害時の災害ボランティア活動に役立てられています。



税制の特典があります!

- ◎個人の場合は…所得税・住民税は2,000円を超える金額が寄付金控除の対象となります。
※故人の遺産を寄付される場合は、租税特別措置法第70条により「相続税」が非課税となる優遇措置があります。
- ◎法人の場合は…「全額損金」扱いとなります。(詳しくは、本会までお問い合わせください)
- 共同募金の使途は、「はねっと」で公開しています。 <https://www.akaihane.or.jp/hanett>
- 社会福祉法人神奈川県共同募金会では、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年5月30日・法律第57号)に基づき、個人情報を適正に取り扱います。●寄付のご相談・ご照会は、社会福祉法人神奈川県共同募金会までご連絡ください。
〒221-0825 横浜市神奈川区反町3丁目17番2 神奈川県社会福祉センター 6階 電話 045-312-6339

「令和5年度の目標額は12億円」

赤い羽根共同募金にご協力をお願いします!
【募集期間】10月1日~3月31日(※)

※共同募金運動は厚生労働大臣が定める同期間で実施しますが、県内一部の地域では、従前と同様に10月1日から12月31日までの3カ月間で実施いたします。

じぶんの町を良くするしくみ。
赤い羽根共同募金





磯子センター 磯子地域ケアプラザ

磯子区社会福祉協議会

いそごふれあいフェスティバル



2024年

磯子センターは今年開館 50 周年を迎えます。

日時 9月29日(日)

10:00~15:00

おかげさまで
50周年!

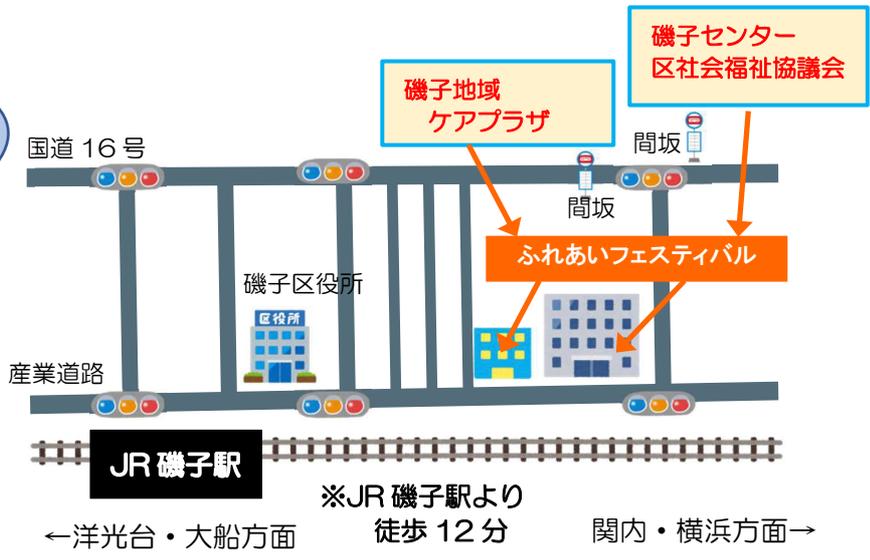
皆様のお越しをお待ちしています!

場所・問合せ

- 磯子センター TEL045-753-2861
- 磯子区社会福祉協議会 TEL045-751-0739
- 磯子地域ケアプラザ TEL045-758-0180

いそごまついと同日開催!

! 駐車場および
自転車置き場は使用
できません。



GREEN×EXPO 2027 広報チラシの継続掲示について【掲示依頼】

1 事業の趣旨

4月の市連会において御依頼しました、GREEN×EXPO 2027（2027年国際園芸博覧会）A4 広報チラシの掲示につきましては、御協力いただき、誠にありがとうございました。
掲示期間を6月末までとじていましたが、継続して掲示をお願いしたく、改めて同チラシを送付させていただきます。引き続き、可能な範囲で掲示の御協力をお願いします。

2 お願いしたいこと

【区連長】御承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で周知をお願いします。

【単位会長】単位自治会町内会あて掲示物を送付します。

掲示について、可能な範囲で御協力をお願いします。

※4月に依頼しましたチラシが掲示板に残っており、劣化がある場合には、新しいチラシに貼り替えていただきますようお願いいたします。



掲示用 広報チラシ

3 広報チラシの掲示期間等

- ・ 広報チラシの到着後、2か月程度（9月末まで）を目安に掲示をお願いします。
- ・ 掲示期間後も継続して掲示していただける場合は、御協力をお願いいたします。
- ・ チラシが劣化した場合等には、新しいチラシをお渡しすることも可能ですので、その際は、各区区政推進課あて御相談ください。
- ・ 掲示板の空き状況等により、御無理のない範囲で御協力をお願いします。

著名人になりすまし勧誘 SNS広告で投資トラブル急増!

SNSで著名人の「投資情報を教えます」という広告を見て申し込んだ。「絶対に儲かる」などと勧められ、指定された個人口座に50万円を振り込んだ後、連絡が取れなくなった。

名前や写真を無断で使い、著名人が勧める投資話と信用させて、多額のお金を振り込ませる手口が増えています。

SNS上で勧誘を受けた場合は、まず疑ってみるようにしましょう。いったん振り込んでしまうと被害回復は困難なので、安易に投資資金を振り込まないようにしましょう。

⚠ 被害に遭わないために!

- 簡単に儲かるという話は信じない
- 個人名義の口座には振り込まない
- 著名人の公式SNSに「なりすまし」に関する注意喚起が出ていないか確認する



令和6年 秋の全国交通安全運動 横浜市実施要綱

目的

すべての市民を交通事故から守るために、市民一人ひとりが交通安全について考え、交通ルールの遵守と交通マナーの向上に取り組むことを通じて交通事故防止の徹底を図ります。

期間

- 1 9月21日（土）～9月30日（月）の10日間
- 2 交通事故死ゼロを目指す日 9月30日（月）

スローガン

拳げる手を やさしく見守る 横断歩道

重点

- 1 子どもと高齢者を始めとする歩行者の安全の確保
- 2 夕暮れ時と夜間の歩行者事故等の防止及び飲酒運転の根絶
- 3 自転車等のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底
- 4 二輪車の交通事故防止



横浜市交通安全キャラクター
まもるくん

◇◇◇令和5年中 市内状態別交通事故発生状況◇◇◇

	全事故件数		死者数		子供の事故		高齢者の事故		自転車事故		二輪車事故	
	件数	前年比	件数	前年比	件数	前年比	件数	前年比	件数	前年比	件数	前年比
鶴見区	626	-43	4	0	56	10	202	1	215	-8	185	-21
神奈川区	329	-34	2	-1	22	11	112	-18	73	-2	102	-12
西区	261	6	2	-1	8	0	101	23	43	-11	68	-5
中区	475	91	4	3	26	8	169	22	99	8	123	18
南区	391	63	1	-1	20	4	146	31	84	3	149	20
港南区	499	22	2	0	40	-7	178	10	105	3	144	-9
保土ヶ谷区	345	-109	4	4	22	-3	118	-15	52	-25	141	-53
旭区	482	-46	1	-1	32	7	170	-15	85	-6	175	-18
磯子区	290	-21	6	5	24	-6	92	-9	57	-15	90	-17
金沢区	537	31	4	2	47	16	185	12	167	13	181	18
港北区	657	145	0	-2	50	25	188	47	174	37	199	47
緑区	446	75	2	-3	38	10	143	24	117	43	138	34
青葉区	600	57	0	-1	42	0	201	15	120	10	161	11
都筑区	421	-17	2	-2	36	-5	134	2	117	17	88	-30
戸塚区	540	26	2	-2	25	-9	172	27	70	-18	193	4
栄区	171	-22	0	0	11	1	61	-14	28	-7	55	-8
泉区	326	54	0	0	22	-1	110	4	68	3	110	23
瀬谷区	307	-67	4	2	20	-5	90	-46	86	-19	100	-17
横浜市内	7,703	211	40	2	541	56	2,572	101	1,760	26	2,402	-15

横浜市交通安全対策協議会

各機関・団体の主な取組

共通事項

- 1 「重点」に基づき、それぞれの地域等の実態に即した各種交通安全活動を積極的に推進します。
- 2 関係機関・団体の職員等に、この運動について周知を図ります。

横浜市・区

- 1 地域の交通事故実態に応じた交通安全運動の推進計画等を策定するとともに、関係機関・団体との連携を図りこの運動を推進します。
- 2 各種メディアを活用して、運動の周知と広報啓発を推進します。
- 3 参加体験型の交通安全教室を開催し、効果的な交通安全教育を推進します。
- 4 衝突被害軽減ブレーキ、ペダル踏み間違い急発進抑制装置等が搭載された、安全運転サポート車（略称：サポカー）の普及啓発等を図ります。

警察

- 1 悪質性・危険性の高い交通違反の指導取締りを強化します。
- 2 子どもや高齢者の保護誘導活動や交差点における街頭活動を強力に推進します。
- 3 子ども、高齢者、二輪車運転者及び自転車利用者などへの交通安全教室を積極的に推進します。
- 4 反射材の視認効果や、有効な使用方法等の周知を図り、反射材用品の普及活動を推進します。
- 5 交通情報板などを活用して、運動の周知と交通安全の啓発を推進します。

交通安全協会など交通安全団体及び地域関係団体

- 1 キャンペーンなどの開催により、運動への参加を呼びかけるほか、地域や職場等での自主的な活動や交通安全講習会への積極的な参加を働きかけます。
- 2 交通指導員や各種団体構成員による見守り活動を実施し、交通安全ひとこえ運動やハンドルキーパー運動を推進します。

教育関係

- 1 交通安全教育の推進を図るとともに、参加・体験・実践型の交通安全教室等の校外指導を強化します。
- 2 二輪車・自転車の利用に関する指導の充実を図ります。

道路管理者・鉄道事業者

- 1 交通安全施設の点検整備を実施するとともに、道路パトロールなどを強化します。
- 2 道路情報板、駅広報、車内広報を活用し、この運動の周知と交通安全の啓発を推進します。

地域

- 1 自動車を運転する際、横断歩道等では子どもや高齢者を始め歩行者等の優先を徹底しましょう。
- 2 夕暮れ時の交通事故防止のため、前照灯は早めに点灯しましょう。
- 3 酒類販売業者等と協力して、運転する人には酒類を絶対に提供しないよう、ハンドルキーパー運動の輪を広げるなど地域ぐるみの運動を行いましょ。
- 4 自転車に乗るときは乗車用ヘルメットを着用しましょう。
- 5 関係機関・団体と連携を図り、地域ぐるみで二輪車の無謀運転を許さない気運を高めましょ。



横浜市交通安全対策協議会
(事務局) 横浜市道路局道路政策推進課
電話045(671)2323

磯子区人権啓発講演会

ことばとこころ

無料
300名
事前申込み
不要



みなさまは、「冬」と聞いて何を思い浮かべますか？
寒い、白、楽しい…など思い浮かべるイメージは一人ひとり様々です。
今回は、コピーライターとしても活躍する玉山さんをお招きします。
人権の制度や計画の説明はありません。
誰もが扱う、身近な「ことば」の話から、人権について考えてみませんか。

同時
開催

電通の社内人権啓発ポスター展

(株)電通が1988年から毎年制作している
人権ポスターをロビーに展示します。



日時

令和6年9月13日(金)

15:00~16:30(開場14:30予定)

会場

磯子公会堂

横浜市磯子区磯子3-5-1(磯子区総合庁舎)

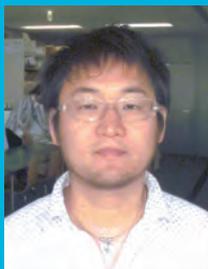
講師

たまやま たか やす
玉山 貴康氏

(株)電通 クリエイティブディレクター／コピーライター

講師プロフィール

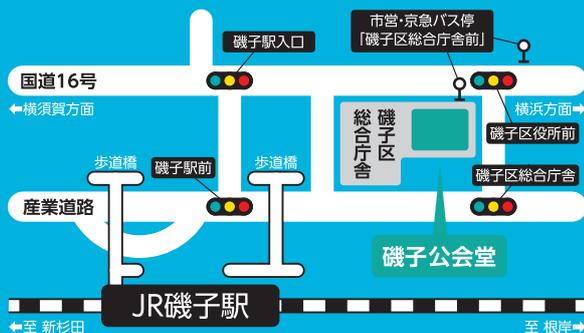
神戸市生まれ。同志社大学卒業後、91年電通入社。セールスプロモーション局配属後、32歳目前でクリエイティブ局に異動、コピーライター職に。これまで大手企業の広告キャンペーンを数多く手掛けるなか、ACジャパン「こたまでしょうか」「みんなでやれば、大きな力に」、東京都「STAY HOME 週間」など有事における公共広告にも携わる。また、男女平等参画推進みなど「DV防止パネル」、全国女性シェルターネット「LDVE」、横浜市男女共同参画協会「STOP! デートDV写真展」など人権啓発のコミュニケーション活動にも関わる。



【アクセス】

●JR根岸線「磯子駅」下車 徒歩5分

※駐車場(有料)をご利用いただけますが、
できるだけ公共交通機関をご利用ください。



※一時保育を希望される方は、8月30日(金)までにお申し出ください。 ※要約筆記あります。

お問い合わせ

磯子区役所総務課：☎045-750-2311 ☎045-750-2530 ✉is-shomu@city.yokohama.jp

主催：磯子区役所